

株券等に関する業務規程施行規則

第1章 総 則

(用語)

第1条 この規則において、株券等に関する業務規程(以下「規程」という。)の用語と同一の用語は、同一の意味をもつものとする。

(電磁的方法による情報提供)

第2条 規程第6条第1項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

- (1) 参加者の事務所又は機構が認めた場所に参加者が設置する機構が提供する統合Web機能を利用するための端末装置(以下「統合Web端末」という。)からの入出力
- (2) 参加者のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であって機構が適当と認めるもの(以下「ファイル伝送」という。)
- (3) ファイル伝送以外の参加者のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法であって機構が適当と認めるもの(以下「CPU直結」という。)
- (4) 株式会社東京証券取引所が運用する Target システムのうち保振サイトと称するものであって、会社及び参加者が、電磁的方法によりアクセスすることによって情報の提供を受ける方法
- (5) 参加者の事務所又は機構が認めた場所に参加者が設置する機構が提供する業務規程第83条第2項に定める通知をするための端末装置からの入出力

2 前項第1号から第5号まで(第4号を除く。)に掲げる方法によるデータ授受の時間及びその制限は、別表1のデータの種別の区分に応じ、同表の時間及び備考の欄に定めるところによるものとする。

第3条 削除

(障害発生時の取扱い)

第4条 機構は、第2条に規定する方法による情報の授受ができない状況にあり、又は困難な状況にあると認める場合は、次の各号に掲げる障害の発生状況の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

- (1) 第2条第1項第1号から第3号までに掲げる方法の全部又は一部の障害 機構があらかじめ定める様式の磁気テープ、フロッピーディスク又は伝票(光学式文字読取装置の伝票を含む。)による入出力
- (2) 第2条第1項第4号に規定する方法の障害 ファクシミリ又は書面による通知

2 前項の場合は、機構は、速やかにその旨を、ファクシミリその他の手段により会社及び参加

者に通知する。

第2章 取扱株券等

(取扱株券等の要件)

第4条の2 規程第9条第4号に規定する機構が規則で定める者とは、参加者の親会社若しくは子会社又は参加者、参加者の親会社及び子会社が所有する議決権とを合わせた場合に他の会社の議決権の過半数を占めている会社をいう。

2 規程第9条第4号に規定する機構が規則で定める要件とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国内で発行されるものであること
- (2) 各新株予約権付社債の金額が均一であること
- (3) 新株予約権付社債が参加者以外の者に割り当てられる場合は、当該参加者以外の者が当該新株予約権付社債の買取契約を行い、当該参加者が当該参加者以外の者の代理人として当該新株予約権付社債に係る業務を行うものであること

3 規程第9条第7号及び第8号に規定する機構が規則で定める要件とは、その取扱いを行うときまでに、機構の求めがあった場合に迅速かつ会社の費用負担により株券を発行する旨並びに適用される規定を遵守すること及び機構が定める業務処理の方法に従うことを記載した機構が定める書面を、会社が機構に提出していることをいう。

(同意書)

第5条 規程第10条第1項に規定する書面は、次に掲げる事項を記載した所定の書面(以下「同意書」という。)とする。

- (1) 会社は、当該会社の発行する株券を、機構が、法に基づきその保管振替業において機構の定める日から取り扱うことについて同意すること。
- (2) 会社は、機構が定める規則のうち、会社及び当該会社の発行する株券に適用される規定を遵守すること及び機構が定める保管振替業の業務処理の方法に従うこと。

2 前項の同意書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 代表者の印鑑証明書
- (2) 取締役会で同意を決議したことを証する書面
- (3) 定款
- (4) 株式取扱規則
- (5) 情報取扱責任者(次条に規定する機構への通知又は機構が行う照会に対する報告その他会社情報の通知に係る連絡を掌る者をいう。)の役職名及び氏名

3 新株予約権付社債券について、第1項に規定する同意書の記載事項は、以下のとおりとする。

- (1) 会社は、当該会社の発行する新株予約権付社債券を、機構が、法に基づきその保管振替業において機構の定める日から取り扱うことについて同意すること。
- (2) 会社は、機構が定める規則のうち、会社及び当該会社の発行する新株予約権付社債券に

適用される規定を遵守すること及び機構が定める保管振替業の業務処理の方法に従うこと。

- (3) 会社は、当該会社の発行する新株予約権付社債券のうち元利払期日において機構に預託されているものに係る元利金支払事務を、機構及び参加者が機構の定める規則に従って処理することについて同意すること。
- 4 新株予約権付社債券について、第2項に規定する同意書に添付する書類は、規程第9条第2号又は第8号に規定する新株予約権付社債券については次の第1号から第5号までに掲げる書類とし、規程第9条第4号に規定する新株予約権付社債券については次の第1号及び第3号から第5号までに掲げる書類とする。
 - (1) 代表者の印鑑証明書
 - (2) 当該新株予約権付社債に係る社債管理委託契約書及び元利金支払事務委託契約書の各写
 - (3) 発行目論見書
 - (4) 当該新株予約権付社債の本券の見本
 - (5) 機構に届出を要する事項を記載した書面
- 5 投資証券について、第1項に規定する同意書の記載事項は、以下のとおりとする。
 - (1) 投資法人は、その発行する投資証券を、機構が、法に基づきその保管振替業において機構の定める日から取り扱うことについて同意すること。
 - (2) 投資法人は、機構が定める規則のうち、投資証券に適用される規定を遵守すること及び機構が定める保管振替業の業務処理の方法に従うこと。
- 6 投資証券について、第2項に規定する同意書に添付する書類は、以下のとおりとする。
 - (1) 投資法人の代表者の印鑑証明書
 - (2) 投資法人の役員会で同意を決議したことを証する書面
 - (3) 規約
 - (4) 投資口取扱規則
 - (5) 機構に届出を要する事項を記載した書面
- 7 協同組織金融機関の優先出資証券について、第1項に規定する同意書の記載事項は、以下のとおりとする。
 - (1) 協同組織金融機関優先出資法に規定する協同組織金融機関(以下「協同組織金融機関」という。)は、その発行する協同組織金融機関の優先出資証券を、機構が、法に基づきその保管振替業において機構の定める日から取り扱うことについて同意すること。
 - (2) 協同組織金融機関は、機構が定める規則のうち、協同組織金融機関及びその発行する協同組織金融機関の優先出資証券に適用される規定を遵守すること及び機構が定める保管振替業の業務処理の方法に従うこと。
- 8 協同組織金融機関の優先出資証券について、第2項に規定する同意書に添付する書類は、以下のとおりとする。
 - (1) 代表者の印鑑証明書
 - (2) 理事会(理事会がない場合は、業務執行を決定する機関をいう。)で同意を決議したことを

証する書面

- (3) 定款
- (4) 優先出資取扱規則
- (5) 機構に届出を要する事項を記載した書面

(会社からの決議等の通知)

第6条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第12条第3項各号に該当した場合は、直ちにその内容を機構に対して通知(第4号から第8号まで及び第24号に掲げる事項(第8号については、株式の併合又は株式無償割当てに係る事項に限る。)にあつては、株券提出案内及び自己株式等預託通知書を含む。)するものとする。その株券について金融商品取引所への上場の廃止又は日本証券業協会における指定の取消し(以下この条及び次条において「上場廃止等」という。)の原因となる事実が発生した場合も同様とする。

- (1) 会社法第202条の規定に基づく募集株式の割当て
- (2) 公募又は公募及び売出しの実施
- (3) 公募又は公募及び売出しの条件の決定
- (4) 株式交換
- (5) 株式移転
- (6) 合併
- (7) 会社の分割
- (8) 株式の併合若しくは分割又は株式無償割当て
- (9) 会社法第108条の規定に基づく種類株式の発行
- (10) 会社法第188条の規定に基づく定款の定め(単元株式数)の制定又は廃止
- (11) 単元株式数の変更
- (12) 単元未満株券を発行しない旨の定款の定め(制定又は廃止)
- (13) 会社法第194条第1項の規定に基づく定款の定め(単元未満株式売渡請求)の制定又は廃止
- (14) 会社法第124条第1項に規定する基準日の設定
- (15) 臨時株主総会の招集
- (16) 決算期の変更
- (17) 株主名簿管理人の設置又は変更
- (18) 株主名簿管理人事務取扱場所又は同取次所の設置又は変更
- (19) 商号の変更
- (20) 上場取引所の追加又は一部廃止
- (21) 本店所在地の変更
- (22) 定款又は株式取扱規則の変更
- (23) 情報取扱責任者の変更
- (24) 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の取得

- (25) 会社法第 197 条の規定に基づく所在不明株主等の株式売却等に係る制度の実施
- 2 新株予約権付社債券の発行者は、新株予約権付社債の発行の決議を行った場合は、機構に対してその決議内容を通知するとともに、規程第9条第2号又は第8号に規定する新株予約権付社債券の発行者は次の第1号から第3号までに掲げる書類を、規程第9条第4号に規定する新株予約権付社債券の発行者は次の第2号から第7号までに掲げる書類を、それぞれ提出するものとする。
- (1) 当該新株予約権付社債に係る社債管理委託契約書及び元利金支払事務委託契約書の各写
 - (2) 発行目論見書
 - (3) 当該新株予約権付社債の本券の見本
 - (4) 当該新株予約権付社債に係る社債管理者又は財務代理人が設置される場合は、社債管理委託契約書及び元利金支払事務委託契約書の各写
 - (5) 当該新株予約権付社債に係る総額買取契約書の写
 - (6) 当該新株予約権付社債に係る総額の払込みが行われたことを証する書面
 - (7) 当該新株予約権付社債が参加者以外の者に割り当てられる場合は代理契約書の写
- 3 新株予約権付社債券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該新株予約権付社債券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又はこれらに該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。規程第9条第2号又は第8号に規定する新株予約権付社債券について上場廃止等の原因となる事実が発生した場合も同様とする。
- (1) 繰上償還の決定
 - (2) 抽せん償還の決定
 - (3) 社債権者集会の招集
 - (4) 社債管理委託契約の変更、代表社債管理者の変更又は代表財務代理人の変更
 - (5) 元利金支払事務取扱契約の変更又は元利金支払事務取扱者の変更
 - (6) 新株予約権の行使請求受付場所の変更
 - (7) 新株予約権の行使請求取次場所の変更
 - (8) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき額の調整
 - (9) 新株予約権付社債についての利率の変更
 - (10) 新株予約権付社債についての期限の利益の喪失
 - (11) 新株予約権付社債契約に特約された社債権者又は発行者の権利行使に係る条件の成否の確定
 - (12) 新株予約権付社債に係る新株予約権の全部が行使された場合
 - (13) 取得条項付新株予約権付社債の取得
 - (14) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転に伴う新株予約権付社債券の承継
- 4 投資証券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該投資証券に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その投資証券について上場廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。
- (1) 公募又は公募及び売出しの実施

- (2) 公募又は公募及び売出しの条件の決定
 - (3) 合併
 - (4) 投資口の分割
 - (5) 投資口の併合
 - (6) 投資信託及び投資法人に関する法律第 77 条の3第2項に規定する基準日の設定
 - (7) 投資主総会の招集
 - (8) 決算期の変更
 - (9) 投資主名簿等管理人の変更
 - (10) 投資主名簿等管理人事務取扱場所又は同取次所の設置又は変更
 - (11) 商号の変更
 - (12) 上場取引所の追加又は一部廃止
 - (13) 主たる事務所の所在地の変更
 - (14) 規約又は投資口取扱規則の変更
 - (15) 情報取扱責任者の変更
- 5 協同組織金融機関は、次に掲げる事項その他の当該協同組織金融機関の優先出資証券に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その協同組織金融機関の優先出資証券について上場廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。
- (1) 協同組織金融機関優先出資法第8条の規定に基づく募集優先出資の割当て
 - (2) 公募又は公募及び売出しの実施
 - (3) 公募又は公募及び売出しの条件の決定
 - (4) 合併
 - (5) 優先出資の分割
 - (6) 優先出資の消却
 - (7) 額面金額の変更
 - (8) 協同組織金融機関優先出資法第5条第2項の規定に基づく種類優先出資の発行
 - (9) 協同組織金融機関優先出資法第 26 条において準用する会社法第 124 条第1項の規定に基づく基準日の設定
 - (10) 優先出資者総会の招集
 - (11) 決算期の変更
 - (12) 優先出資者名簿管理人の設置又は変更
 - (13) 優先出資者名簿管理人事務取扱場所又は同取次所の設置又は変更
 - (14) 名称の変更
 - (15) 上場取引所の追加又は一部廃止
 - (16) 主たる事務所の所在地の変更
 - (17) 定款又は優先出資取扱規則の変更
 - (18) 情報取扱責任者の変更
- 6 前各項の通知を行う場合において、定款(投資証券の発行者にあっては規約及び株式取扱

規則(投資証券の発行者にあっては投資口取扱規則、協同組織金融機関にあっては優先出資取扱規則)が変更された場合には、当該変更後の定款及び株式取扱規則をも提出するものとする。

(フェニックス銘柄の廃止等の取扱い)

第6条の2 規程第12条第1項に規定する機構が規則で定める場合とは、毎年12月末日以前1年間の連続する2年間において、それぞれ1年間ごとに、異なる参加者口座間の年間振替件数(以下この条において単に「振替件数」という。)が10件未満となった場合をいう。

2 前項に該当するまでの間において、最初の1年間の振替件数が10件未満となったときは、機構は取扱廃止のおそれがある銘柄として指定し、参加者及び参加者口座簿に記載された質権者に通知する。

3 前項の通知を行った後、次の1年間において振替件数が10件以上となったときは、機構は取扱廃止のおそれがなくなった旨を参加者及び参加者口座簿に記載された質権者に通知する。

4 第2項の通知を行った後、次の1年間において振替件数が10件未満となったときは、機構は取扱廃止を決定した旨を参加者及び参加者口座簿に記載された質権者に通知する。

5 機構は、前3項に規定する通知を行った場合は、日本証券業協会にその旨を連絡する。

6 第4項の通知を行ったフェニックス銘柄に係る取扱株券等については、取扱廃止を決定した後、最初に到来する事業年度の末日を含む月から起算して4か月目の月の末日に取扱いを廃止するものとする。

(取扱株券等の廃止等の取扱い)

第7条 規程第12条第1項から第3項までの規定により有価証券を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとした場合(前条に該当する場合を除く。)は、機構は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に当該株券等の取扱いを廃止するものとする。

(1) 取扱株券等が上場廃止となる場合

金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場(以下「取引所金融商品市場」という。)における取扱株券等の売買又は日本証券業協会が指定するフェニックス銘柄に係る取扱株券等の店頭取引(以下「取引所取引等」という。)に係る最終売買決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ参加者に通知した日

(2) 前号の規定にかかわらず、株券の発行者の破産手続、再生手続、更生手続又は解散の事由により上場廃止等となる場合であって、次のイからニまでのいずれかに規定するとき

イ 規程第12条第3項第1号のとき

資本金の額の減少の効力発生日又は機構がこれを知った日の翌日以降の日であって、あらかじめ参加者に通知した日

ロ 規程第12条第3項第2号のとき

破産手続開始の決定を受けた日又は機構がこれを知った日の翌日以降の日であって、あらかじめ参加者に通知した日

ハ 規程第12条第3項第3号のとき

清算終了の登記を行った日又は機構がこれを知った日の翌日以降の日であって、あらかじめ参加者に通知した日

ニ イからハまで以外るとき

株券の発行者が規程第 12 条第3項各号に該当しないと機構が認めた日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ参加者に通知した日

2 規程第 12 条第1項から第3項までに規定する取扱株券等の預託及び交付は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 預託の取扱い

機構は、取引所取引に係る最終売買決済日の翌日以降、当該取扱株券等の預託を受けないものとする。

(2) 交付の取扱い

参加者は、取引所取引に係る最終売買決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ指定する日までに、第 55 条に規定する交付請求をしなければならない。ただし、株券の発行者が規程第 12 条第3項各号に該当する場合は、本文の規定にかかわらず、前項第2号イからハまでのいずれかに規定する日から機構があらかじめ周知のうえ定める日まで、取扱廃止後株券の交付請求を行うことができる。

3 規程第 12 条第3項に規定する廃棄は、機構が、前項第2号ただし書に定める日までに交付請求のない取扱廃止後株券について、遅滞なく溶解又は裁断等の処理により行うものとする。

第3章 参加者

第1節 口座開設手続

(参加者口座開設申請の手続)

第8条 規程第 14 条の規定により口座の開設を申請しようとする者は、所定の参加者口座開設承認申請書を機構に提出しなければならない。

2 前項の参加者口座開設承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 代表者の印鑑証明書

(2) 次に掲げる事項を記載した約諾書

イ 規程及びこの規則その他の規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと。

ロ 機構が定める保管振替業の業務処理の方法に従うこと。

(3) 定款

(4) 登記事項証明書

(5) 規程第 14 条各号に掲げる者であることを証する書類

(6) その他機構が必要と認めて指定する書類

(区分口座の取扱い)

第9条 規程第 18 条第1項に規定する区分口座は、機構との間の保管振替業に係る業務の処

理においては、それぞれ独立した参加者口座として取り扱う。

2 機構は、区分口座ごとに、預託目的に応じて、参加者コードの末尾2桁を利用した次に定める番号の範囲で口座区分コードを付番する。

- (1) 00 から 09 まで 全目的分、自己分又は決済口
- (2) 10 から 19 まで 自己分
- (3) 20 から 39 まで 信託財産分
- (4) 40 から 49 まで 担保分又は信託財産分
- (5) 50 から 59 まで 予備(無指定)
- (6) 60 から 69 まで 保護預り分
- (7) 70 から 79 まで 単元未満整理分、単元未満売渡管理分又は自己株式(金庫株)管理分
- (8) 80 から 89 まで 常任代理人業務分
- (9) 90 から 99 まで 待避口、管理口若しくは常任代理人業務分又はその他の目的

第2節 参加者の届出等

(届出事項)

第 10 条 規程第 19 条に規定する規則で定める参加者の届出事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 機構が開設する事務所のうち、参加者が次条各号に掲げる事務を行うこととする事務所(以下「届出事務所」という。)の名称
- (2) 機構との間の保管振替業に係る業務を、第2条第1項第1号から第3号までに掲げる方法により処理する場合は、同項第1号から第3号までにより処理する業務の内容
- (3) 区分口座を設けることを機構に認められた場合は、当該区分口座ごとの届出事務所の名称
- (4) 法第 15 条第1項に該当しない参加者は、その旨
- (5) 機構との間の保管振替業に係る業務の処理を担当する業務取扱担当者及び当該業務取扱担当者の統括に当たる業務取扱責任者の役職名及び氏名
- (6) 機構との間の保管振替業に係る業務に使用する印鑑
- (7) 口座(区分口座を含む。第 65 条の2において同じ。)ごとの預託目的
- (8) 指定金融商品取引清算機関の清算参加者に係る資格を取得し、又は喪失しようとする場合は、その旨
- (9) 参加者が、機構との間の保管振替業に係る業務を当該参加者に代わって行う者(以下「業務代行者」という。)を定めることを機構に認められた場合は、当該業務代行者の名称、所在地及び業務の範囲並びに当該業務代行者の業務取扱担当者及び業務取扱責任者の役職名及び氏名
- (10) 規程第 23 条第2項に規定する特例参加者との契約を変更し、又は解除しようとする場合は、その旨
- (11) 商号又は名称の変更
- (12) 代表者の変更又は役職名の変更

(13) 本店所在地の変更

(14) その他機構が保管振替業を実施するため届出の必要があると認めてその都度指定する事項

2 前項各号に掲げる事項の届出については、所定の届出書により行うものとする。

3 第1項第11号から第13号までに掲げる事項の届出については、前項に規定する届出書に当該各号に規定する変更事由に係る登記事項証明書を添付するものとする。

4 第1項第11号及び第12号に掲げる事項の届出について、代表者の印鑑証明書が変更になる場合は、変更後の代表者の印鑑証明書を提出するものとする。

(届出事務所を通じて行う業務)

第11条 参加者は、次に掲げる機構との間の保管振替業に係る業務を前条第1項第1号に規定する届出事務所を通じて行わなければならない。

(1) 第57条第2号イに規定する交付未了訂正申告書の提出

(2) 第59条第1項に規定する单元未満株券交付願及び同条第4項に規定する前日交付請求書(单元未満株式交付請求用)の提出

(3) 第60条の規定により交付する株券(取引所取引の決済に係る株券のうち、当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の所在地の事務所から交付するものを除く。)の受領

(4) 第62条第2項に規定する前日交付請求書(单元未満株式買取請求用)及び单元未満株式買取請求書の提出

(5) 第73条第3項に規定する実質株主の抹消・減少通知報告書の提出及び第74条第2項において準用する第73条第3項に規定する実質株主の抹消・減少証明報告書等の提出

(6) 第83条第2項に規定する前日交付請求書(新株予約権の行使申出用)及び所定の新株予約権の行使申出書並びにその他必要となる書類の提出

(7) 第96条第2項において準用する第59条第1項に規定する売買単位未満投資証券交付願及び同条第4項に規定する前日交付請求書(売買単位未満投資証券交付請求用)の提出

(8) 前各号に定めるもののほか、機構が参加者との間のデータ授受を所定の伝票の提出又は所定の帳表の交付によることとするもののうち、届出事務所を通じて行うものとしたもの

(9) その他機構が定める業務

(機構の行う保管振替業に係る帳簿)

第12条 規程第20条に規定する規則で定める機構の行う保管振替業に係る帳簿は、次に掲げる帳簿とする。

(1) 顧客口座簿

(2) 規程第86条第1項に規定する参加者が備える帳簿(以下「実質株主の申出に関する帳簿」という。)

第3節 参加者口座の廃止

(参加者口座廃止申請の手続)

第 13 条 規程第 22 条第 1 項の規定により口座の廃止を申請しようとする参加者は、所定の参加者口座廃止申請書を機構に提出しなければならない。

(参加者口座の廃止の場合の取扱い)

第 14 条 規程第 22 条第 2 項又は第 3 項の規定により参加者口座を廃止する場合には、機構は、機構が指定した参加者口座の廃止の日(以下「参加者口座廃止日」という。)の前営業日までに、第 41 条第 1 項第 1 号に規定する振替請求に基づき他の口座への振替をし、又は第 55 条第 1 項若しくは第 4 項に規定する交付請求に基づき参加者口座が廃止となる参加者に交付する。この場合において、預託株券の株式のうち、単元未満株券を発行しない旨を定款に定める会社の単元未満株式については、機構は、参加者口座廃止日の前営業日までに、第 41 条第 1 項第 1 号に規定する振替請求に基づき他の口座への振替をし、又は規程第 78 条第 1 項に規定する単元未満株式の買取請求の取次ぎをする。

第 4 節 特例参加者

(参加者と特例参加者との契約事項)

第 15 条 規程第 23 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特例参加者は、顧客との間で、当該顧客から預託を受けた株券を、当該顧客のために開設する口座(以下「特例参加者顧客口座」という。)により処理することを内容とする契約を締結すること。
- (2) 特例参加者は、実質株主の申出に関する帳簿に準ずる帳簿を作成し、これを備え置くこと。
- (3) 特例参加者が株券を預託する参加者(以下「預託先参加者」という。)は、規程第 23 条第 2 項に規定する特例参加者が備える顧客口座簿に準ずる帳簿(以下「特例参加者顧客口座簿」という。)及び前号に規定する実質株主の申出に関する帳簿に準ずる帳簿に係るデータを管理し、かつ、実質株主報告のための特例参加者の顧客に係るデータを作成すること。
- (4) 預託先参加者は、必要かつ適当であると認める場合は、その理由を示して、特例参加者に対し、機構の行う保管振替業に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該特例参加者の同意を得て、特例参加者顧客口座簿若しくは第 2 号に規定する実質株主の申出に関する帳簿に準ずる帳簿(当該帳簿が電磁的記録で作成されている場合は、当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面をいう。)に係る閲覧若しくは特例参加者顧客口座簿に記載し、又は記録された株券の保管状況の調査をすることができること。
- (5) 特例参加者は、預託先参加者を 1 社とすること。
- (6) 特例参加者及びその顧客は、その預託株券の株式を担保として差し入れるための参加者口座又は参加者が備える顧客口座簿上の顧客口座への振替は、預託先参加者の参加者口座又は預託先参加者が備える顧客口座簿上の顧客口座への振替に限ること。

- (7) 特例参加者は、規程、この規則及び機構の行う保管振替業を適正かつ確実にを行うため機構が別に定めた規則及び必要な措置を遵守すること。

(特例参加者承認申請手続等)

第 16 条 規程第 23 条第 1 項の承認その他特例参加者に関し、次のとおり定める。

(1) 特例参加者承認申請の手続

参加者が、規程第 23 条第 2 項の規定により同条第 1 項の特例参加者の承認の申請をしようとする場合は、所定の特例参加者承認申請書を機構に提出するものとし、当該特例参加者承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

イ 規程第 14 条各号に掲げる者を特例参加者とする理由を記載した書面

ロ 参加者と特例参加者との契約の写し

ハ その他機構が必要と認める書面

(2) 特例参加者承認の通知

機構は、規程第 23 条第 3 項の規定により特例参加者の承認を行った場合は、その旨を当該承認の申請をした参加者及び他の参加者に通知する。

- (3) 規程第 23 条第 3 項の承認を受けた参加者は、特例参加者のための顧客口座を開設しなければならない。この場合において、当該参加者は、特例参加者自己分と特例参加者顧客預託分に分けて当該顧客口座に記載し、又は記録しなければならない。

第 4 章 株券の保管及び振替に関する取扱い

第 1 節 株券の保管等

第 1 款 株券の預託及び保管

第 1 目 参加者口座簿の取扱い

(参加者自己分と顧客預託分の別の通知)

第 17 条 参加者は、毎営業日の業務開始時に、前営業日における参加者口座の預託株券の株式につき、規程第 24 条第 2 項第 2 号に規定する参加者自己分と顧客預託分の別を、ファイル伝送により機構へ通知しなければならない。ただし、参加者の区分口座が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該参加者は当該区分口座に係る参加者自己分と顧客預託分の別を通知することを要しない。

- (1) 参加者の区分口座のうち、参加者自己分と顧客預託分の別を区分口座ごとに管理しているときの当該区分口座
- (2) 区分口座の預託目的が、第 9 条第 2 項第 1 号に規定する自己分又は決済口であるときの当該区分口座

2 参加者は、システム障害その他のやむを得ない事由により前項本文の通知に遅延が生じた

場合は、同項に規定する参加者自己分と顧客預託分の別を、当該遅延の事由が除去された後直ちに、ファイル伝送により機構へ通知しなければならない。

- 3 参加者は、前2項の通知に誤りがあった場合は、当該通知の訂正を、遅滞なく、ファイル伝送又は統合Web端末により行わなければならない。

(質権口座の開設を申請できる者)

第 18 条 規程第 25 条第 1 項及び第 4 項の規定により参加者口座簿上の質権口座の開設を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 参加者
- (2) 規程第 14 条各号に掲げる者のうち参加者でないもの
- (3) その他機構が相当と認める者

(質権口座開設申請の手続)

第 19 条 質権を取得する者は、規程第 25 条第 1 項の規定により参加者口座簿上の質権口座の開設を申請しようとする場合は、質権を設定する者とともに機構に対し所定の質権口座開設承認申請書を提出しなければならない。ただし、質権を取得する者が参加者口座簿に記載されている質権者である場合は、当該質権口座開設承認申請書の提出を要しない。

- 2 前項本文に規定する質権口座開設承認申請書には、質権を取得する者について、次に掲げる事項を記載した所定の届出書等を添付するものとする。

- (1) 届出事務所の名称
- (2) 機構と質権を取得する者との間の保管振替事業に係る業務の処理を担当する業務取扱担当者及び当該業務取扱担当者の統括に当たる業務取扱責任者の役職名及び氏名
- (3) 機構と質権を取得する者との間の保管振替事業に係る業務に使用する印鑑
- (4) 質権を取得する者が業務代行者を定めることを機構に認められた場合は、当該業務代行者の名称、所在地及び業務の範囲並びに当該業務代行者の業務取扱担当者及び業務取扱責任者の役職名及び氏名

- 3 参加者口座簿に記載されている質権者は、第 1 項本文に規定する質権口座開設申請書又は前項に規定する届出書に記載した事項に変更が生じた場合は、直ちにその内容を機構に届け出なければならない。

- 4 第 11 条(第 5 号を除く。)の規定は、参加者口座簿に記載されている質権者について準用する。

- 5 第 1 項及び第 2 項の規定は、規程第 25 条第 4 項の規定により、機構に対し、株券を預託しようとする質権者について準用する。この場合において、同項中「質権を取得する者」とあるのは「質権者」と、「質権を設定するものとともに機構に対し」とあるのは、「機構に対し」とそれぞれ読み替えるものとする。

(口座簿の写しの交付請求)

第 20 条 参加者若しくはその顧客又はその預託株券の株式の質権者は、機構に対し参加者口

座簿の写しの交付を請求しようとする場合は、所定の参加者口座簿写し交付請求書を当該請求日の午後4時までに機構へ提出しなければならない。この場合において、顧客又はその預託株券の株式の質権者が当該参加者口座簿の写しの交付を請求するときは、当該顧客の顧客口座を開設している参加者を經由してしなければならない。

(信託財産表示の請求等)

第 21 条 預託株券が信託財産である場合において、参加者が規程第 28 条第 1 項の規定に基づき参加者口座に信託財産である旨の記載の請求をするとき又は信託財産である旨の記載の抹消の請求をするときは、前日信託財産表示若しくは同抹消請求又は当日信託財産表示若しくは同抹消請求を機構にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、参加者は、あらかじめ所定の書面を機構に提出することにより、参加者口座簿に参加者口座の預託株券の全部が信託財産である旨の記載の請求をすることができる。この場合において、区分口座を有する参加者は、区分口座ごとに請求をしなければならない。

3 参加者は、前項の規定による請求をした口座において、株券の預託又は他の口座への振替若しくは株券の交付の請求を行う場合は、次条第 1 項、第 41 条第 2 項(前日質権口座振替請求又は当日質権口座振替請求を除く。)、第 52 条第 2 項、第 53 条の 4 第 3 項(第 53 条の 5 第 6 項において準用する場合を含む。)又は第 55 条第 3 項(前日質権口座交付請求を除く。)の規定にかかわらず、信託財産である旨を明らかにすることを要しない。

第2目 預託の取扱い

(参加者からの株券の預託)

第 22 条 参加者は、自己の有する株券及び顧客から預託を受けた株券を機構に預託する場合は、所定の単純預託書を株券に添付して預託日の午前9時から午後3時 30 分までの間に機構に提出しなければならない。この場合において、参加者が信託財産である旨の記載の請求をするときは、その旨を明らかにしてしなければならない。

2 前項の場合において、預託後直ちに他の口座への振替に充当するときは、単純預託書に代えて所定の振替預託書を提出しなければならない。

3 前2項の場合において、大券又は単元未満株券を預託するときは、大券と1株券(定款で単元株式数を定める会社の株式にあつては当該単元株式数を表象する株券)及び単元未満株券とに所定の方法により分別し、単純預託書又は振替預託書に所要の記載をしなければならない。

4 規程第 36 条第 4 項に規定する株券喪失登録がされていないことの確認は、参加者が会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人)に対して行う確認及び機構が運営する「株券喪失登録情報等照会システム」による確認をいう。

5 規程第 36 条第 4 項に規定する機構が定める書面は、株券喪失登録確認票をいう。

6 参加者は、顧客から預託を受けた当該顧客名義株式の株券その他の株券のうち、当該顧客

の保有の態様等を勘案し、株券喪失登録がされていないことが確実であると判断したものを機構に預託する場合は、当該株券について株券喪失登録がされていないことを確認したのとして取り扱うことができるものとする。

- 7 規程第 36 条第5項に規定する偽造又は変造されている疑いがあると認められるかどうかについては、株券の記号番号、株券の印刷会社名、多色細線模様又はすきいれ(「すかし」を入れたもの)等に留意して判断するものとする。

(振替預託に係る株式数)

第 22 条の2 参加者が前条第2項に規定する振替預託書を添付して預託できる株券の株式数は、振替預託書の対象とする振替の請求に係る株式数に限る。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する振替の請求が次の各号に掲げる振替請求である場合の振替預託書を添付して預託できる株券の株式数は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 第 41 条第1項第2号及び第 52 条第1項に規定する振替請求

当該振替請求のうち振替未了分(第 62 条の 11 第1項第1号又は第2号に定める条件が充足されていないことに起因して振替未了として取り扱っているものを除く。)に係る株式数を限度として、当該振替請求に係る口座における残高が当該振替請求に係る株式数に不足する数以上の株式数とすることができる。

(2) 第 48 条第1項に規定する振替請求

当該振替請求に係る株式数のうち振替未了分(第 62 条の 11 第1項第2号に定める条件が充足されていないことに起因して振替未了として取り扱っているものを除く。)に相当する株式数以下の株式数に限るものとする。

- 3 前項第1号の残高は、参加者の一の口座ごとに、当該口座の口座残高(当該参加者が第 52 条第1項に規定するDVP参加者である場合にあっては、当該口座の口座残高に第 47 条の2第2号に規定するほふりクリアリングがその業務方法書の定めるところに従い当該参加者の当該振替請求に係る口座分として管理する残高を加えた残高)から、第 62 条の4第1項に規定する区分管理証券及び第 62 条の8第3項に規定する実保留残高を控除した残高(以下「振替対象証券残高」という。)をいう。

(単純預託から振替預託への訂正)

第 23 条 参加者は、第 22 条第1項の単純預託書を添付して機構に預託した株券につき、やむを得ない事由により当該預託後直ちに口座振替に充当しようとする場合は、機構が対応可能なときに限り、当該預託日の午前9時から午後3時 30 分までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に、所定の単純預託変更申告書を機構に提出することができる。

- 2 前項の場合において、単純預託変更申告書を提出してする振替の請求の株式数は、第 22 条第1項の規定による単純預託書に記載した株式数に相当する株式数又は当該株式数に満たない株式数とする。

(条件付の預託)

第 24 条 参加者は、機構があらかじめ定めるところにより、預託した株券の株式の名義を直ちに機構名義に書き換える旨並びに当該株式の名義が機構名義に書き換えられるまでは振替及び交付の請求を行わない旨を条件として、株券を預託することができる。

2 前項の規定は、商号が変更となった株券であって、金融商品取引所又は日本証券業協会が定めるところにより流通に不適格なものとされた株券について準用する。

(大口預託の取扱い)

第 24 条の2 参加者は、第 22 条の規定にかかわらず、自己の有する株券及び顧客から預託を受けた株券を 20 万株(定款で単元株式数を定める会社の株式にあつては 20 万株に当該単元株式数を乗じた株数)を超えて機構に預託する場合は、当該株券の銘柄及び株式数等を、事前に書面により機構に報告し、機構は、当該預託に係る預託日及び預託の方法を当該参加者に通知する。

第3目 預託についての特別の取扱い

(新株式の交付の場合における配分明細データ)

第 25 条 機構は、規程第 40 条第 1 項に掲げる場合に係る権利確定日等の翌日から起算して 10 営業日目の日(会社が株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付の場合にあつては、機構が別に定める日とする。)までに、会社から同項の通知を、機構が定める方法により受けるものとする。ただし、預託株券の株式について会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付による新株式の数が預託株券の株式の数と同数である場合は、この限りでない。

2 機構は、前項の会社からの通知に基づき、実質株主の口座に記載又は記録すべき新株式の数を、権利確定日等の翌日から起算して 11 営業日目の日(会社が株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付の場合にあつては、機構が別に定める日とする。)に規程第 40 条第 1 項の通知の内容のデータ(以下「配分明細データ」という。)を参加者に通知する。この場合において、機構は、参加者口座簿への記載日を通知するものとし、参加者は、当該記載日に、顧客口座簿への記載又は記録に要する事項について、顧客口座簿に所要の記載又は記録をしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第 65 条の 2 各号の規定に該当する参加者については、前項の配分明細データを通知しない。

(株式の併合等の場合における参加者口座簿等の記載又は記録の変更)

第 26 条 預託株券の株式について株式の併合若しくは分割又は株式無償割当て(以下この条において「株式の併合又は分割等」という。)があつた場合の参加者口座簿及び顧客口座簿の記載又は記録の変更等については、次に定めるところによる。

(1) 参加者は、原則として、機構が会社から前条第 1 項の通知を受けることとなる場合は、あら

かじめ参加者自己分及び顧客分の預託株式数(株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数)を確定し、実質株主ごとの預託株式数に当該併合又は分割等の比率を乗じて算出した株式数(以下「新預託株式数」という。)の総数を、当該併合又は分割等の効力発生日の前営業日に機構に申告しなければならない。

- (2) 機構及び参加者は、前号に定める新預託株式数を、当該併合又は分割等の効力発生日に参加者口座簿又は顧客口座簿に記載し、又は記録しなければならない。
- (3) 機構は、前条第1項の会社からの通知を受領した場合は、前号の規定により参加者口座簿に記載した株式数と会社からの通知による確定株式数を照合し、剰余の株式数があるときは所要の記載を行う。
- (4) 参加者は、前条第2項に規定する配分明細データを受領した場合は、第2号の規定により参加者口座簿又は顧客口座簿に記載し、又は記録した株式数と配分明細データによる確定株式数を照合し、剰余の株式数があるときは所要の記載又は記録を行わなければならない。

(会社の吸収合併、吸収分割又は株式交換の場合における参加者口座簿等の記載又は記録の変更)

第 27 条 会社が吸収合併を行った場合は、機構及び参加者は、当該吸収合併の効力発生日の前営業日における機構の業務取扱時間の終了後に、参加者口座簿又は顧客口座簿の吸収合併消滅会社(吸収合併により消滅する会社をいう。次項において同じ。)の発行する株券に係る預託株式数等の抹消について記載し、又は記録するとともに、当該吸収合併の効力発生日に、これらの口座簿に当該預託株式数に対して交付されるべき新株式につき、吸収合併存続会社(吸収合併後存続する会社をいう。次項において同じ。)の株式又は新株式として記載し、又は記録しなければならない。

2 前条の規定は、吸収合併消滅会社の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき吸収合併存続会社の交付すべき新株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「(株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数)」とあるのは「(吸収合併存続会社株式の割当てを受けない株式に係る株式の数を除く。)」と、「当該併合又は分割等の比率」とあるのは「当該合併比率」と、同号及び第2号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第 749 条第1項第6号に規定する効力発生日」と読み替えるものとする。

3 会社が吸収分割を行った場合は、機構及び参加者は、当該吸収分割の効力発生日に、参加者口座簿又は顧客口座簿に当該預託株式数として交付されるべき新株式につき、吸収分割承継会社(当該吸収分割により事業を承継した会社をいう。次項において同じ。)の株式又は新株式として記載し、又は記録しなければならない。

4 前条の規定は、吸収分割会社(吸収分割をする会社をいう。)の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき吸収分割承継会社の交付すべき新株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「(株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数)」とあるのは「(吸収分割承継会社株式の割当てを受けない株

式に係る株式の数を除く。）」と、「当該併合又は分割等の比率」とあるのは「当該吸収分割による新株式の割当比率」と、同号及び第2号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第 758 条第7号に規定する効力発生日」と読み替えるものとする。

- 5 会社が完全子会社となる株式交換を行った場合は、機構及び参加者は、当該株式交換の効力発生日の前営業日における機構の業務取扱時間の終了後に、参加者口座簿又は顧客口座簿の株式交換完全子会社（株式交換をする会社をいう。以下この項及び次項において同じ。）の発行する株券に係る預託株式数等の抹消について記載し、又は記録するとともに、当該株式交換の効力発生日に、これらの口座簿に当該預託株式数に対して交付されるべき新株式につき、その株式交換完全親会社（完全交換子会社の発行済株式の全部を取得する会社をいう。次項において同じ。）の株式又は新株式として記載し、又は記録しなければならない。
- 6 前条の規定は、株式交換完全子会社の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき株式交換完全親会社の交付すべき新株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「（株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数）」とあるのは「（株式交換完全親会社株式の割当てを受けない株式に係る株式の数を除く。）」と、「当該併合又は分割等」とあるのは「当該株式交換比率」と、同号及び第2号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第 768 条第1項第6号に規定する効力発生日」と読み替えるものとする。

（会社の新設合併、新設分割又は株式移転の場合における参加者口座簿等の記載又は記録の変更）

- 第 28 条 会社が新設合併を行った場合は、機構及び参加者は、当該新設合併設立会社（新設合併により設立する会社をいう。以下この項及び次項において同じ。）の成立の日（設立登記日）における機構の業務取扱時間の終了後に、参加者口座簿又は顧客口座簿の新設合併消滅会社（新設合併により消滅する会社をいう。次項において同じ。）の発行する株券に係る預託株式数等の抹消について記載し、又は記録するとともに、当該新設合併設立会社の成立の日（設立登記日）の翌日に、これらの口座簿に当該預託株式数に対して交付されるべき新株式につき、その新設合併設立会社の株式として記載し、又は記録しなければならない。
- 2 第 26 条の規定は、新設合併消滅会社の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき新設合併設立会社の交付すべき株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「（株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数）」とあるのは「（新設合併設立会社株式の割当てを受けない株式に係る株式の数を除く。）」と、「当該併合又は分割等」とあるのは「当該合併比率」と、同号及び第2号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第 754 条第1項に規定する日」と読み替えるものとする。
 - 3 会社が新設分割を行った場合は、機構及び参加者は、当該新設分割設立会社（新設分割により設立する会社をいう。以下この項及び次項において同じ。）の成立の日（設立登記日）の翌日に、参加者口座簿又は顧客口座簿に当該預託株式数として交付されるべき新株式につき、

当該新設分割設立会社の株式として記載し、又は記録しなければならない。

- 4 第 26 条の規定は、新設分割会社(新設分割をする会社をいう。)の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき新設分割設立会社の交付すべき株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第 1 号中「(株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数)」とあるのは「(新設分割設立会社株式の割当てを受けない株式に係る株式の数を除く。)」と、「当該併合又は分割等」とあるのは「当該新設分割による株式の割当比率」と、同号及び第 2 号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第 764 条第 1 項に規定する日」と読み替えるものとする。
- 5 会社が完全子会社となる株式移転を行った場合は、機構及び参加者は、当該株式移転設立完全親会社(株式移転により設立する会社をいう。以下この項及び次項において同じ。)の成立の日(設立登記日)における機構の業務取扱時間の終了後に、参加者口座簿又は顧客口座簿の株式移転完全子会社(株式移転をする会社をいう。次項において同じ。)の発行する株券に係る預託株式数等の抹消について記載し、又は記録するとともに、当該株式移転設立完全親会社の成立の日(設立登記日)の翌日に、これらの口座簿に当該預託株式数に対して交付されるべき新株式につき、その株式移転設立完全親会社の株式として記載し、又は記録しなければならない。
- 6 第 26 条の規定は、株式移転完全子会社の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき株式移転設立完全親会社の交付すべき株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第 1 号中「(株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数)」とあるのは「(株式移転完全親会社株式の割当てを受けない株式に係る株式の数を除く。)」と、「当該併合又は分割等」とあるのは「当該株式移転比率」と、同号及び第 2 号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第 774 条第 1 項に規定する日」と読み替えるものとする。

(全部取得条項付種類株式を取得する場合における参加者口座簿等の記載又は記録の変更)

第 29 条 会社が全部取得条項付種類株式を取得し、対価として当該会社の他の株式を交付する場合は、機構及び参加者は、当該会社が全部取得条項付種類株式を取得する日(会社法第 171 条第 1 項第 3 号に規定する取得日をいう。次項において同じ。)の前営業日における機構の業務時間終了後に、参加者口座簿又は顧客口座簿の当該全部取得条項付種類株式に係る預託株式数等の抹消について記載し、又は記録するとともに、当該取得日に、これらの口座簿に当該預託株式数に対して交付されるべき新株式につき当該会社の他の株式として記載し、又は記録しなければならない。

- 2 第 26 条の規定は、全部取得することとなる株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき他の株式として交付すべき株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第 1 号中「(株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数)」とあるのは「(全部取得条項付種類株式の対価として当該会社の他の株式の交付を受けない株式に係る株式の数を除く。)」と、「預託株式数に当該併合又は分割等の比率を乗じて算出した」とあるのは「会社法第 108 条第 2 項第 6 号口の規定に基づき交付される」と、同号及び第 2 号中

「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「取得日」と読み替えるものとする。

第30条 削除

第4目 募集等に係る預託前株券等の預託に関する取扱い

(会社からの預託前株券等の預入れ)

第31条 規程第42条第1項の規定により会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。)が行う預託前株券等の預入れは、預入れ日の午前9時から午前10時までの間に、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 規程第41条第1項第1号から3号まで(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する預託前株券等(上場日等において参加者(会社から機構に募集又は売出しに係る株券を引き渡すことをもって株券を受領すること及び当該株券を機構に預託することにつき、あらかじめ同意した参加者に限る。)のために保管し、預託を受けることとなるもの)については、当該預託前株券等に所定の預入れ票及び同項に規定する参加者の取扱株式数を記載した所定の預託票を添付し、一括して機構に預け入れるものとする。

(2) 同条第1項第4号及び第5号に規定する預託前株券等については、当該預託前株券等に所定の預入れ票を添付し、機構に預け入れるものとする。この場合において会社が機構に預け入れる数量は、無償割当てに係る基準日及び全部取得条項付種類株式を取得する日(会社法第171条第1項第3号に規定する取得日をいう。)の直前における保管振替機関名義株式の数の総量を基準として機構が指定するものとする。

2 会社は、規程第42条第1項ただし書の預入れをしない旨の申出を、機構に対して、当該募集又は売出しに係る株券の上場日等の2週間前までに行う。

3 機構は、前項に規定する会社からの通知を受けた後、当該募集又は売出しにおいて、一括預入れが行われるか否かを参加者に通知する。

(預託前株券等の処理)

第32条 機構は、前条第1項第1号の規定により会社から預託前株券等を受領した後、参加者口座簿に同号に規定する参加者の口座に係る所要の記載をするため、同号の預託票に記載されたデータを預入れ日の翌営業日までに入力処理を行う。

2 機構は、入力処理の内容を上場日等の前営業日の午前9時までに帳票に記載のうえ、当該公募又は売出しに係る引受主幹事証券会社に通知する。

3 当該公募又は売出しに係る引受主幹事証券会社は、前項に定める帳票により機構が行った入力処理の内容について、上場日等の前営業日の正午までに確認のうえ、その旨を機構に対し通知する。

(預託前株券等の取扱廃止)

第33条 規程第43条第1項の規定により預託前株券等を機構の行う保管振替業において取り

扱わないものとした場合は、機構は、機構が指定する日に、当該預託前株券等を会社に返還する。

- 2 前項に規定する返還において発生した費用について、機構は、実費相当額を会社に請求できる。

(補てん方法等の準用)

第 33 条の2 第 40 条の3の規定は、預託前株券等のうち、株券の不足の補てんの場合に準用する。この場合において、「規程第 63 条第3項」とあるのは「規程第 45 条第3項」と読み替えるものとする。

第5目 保険業を営む相互会社の株式会社組織への組織変更の際して発行される株券の預託に関する取扱い

(保険相互会社からの準備株券の受領)

第 34 条 機構は、規程第 49 条第1項の規定により保険相互会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。)から準備株券を受領する場合、受領日の午前9時から午前 10 時までの間に行う。この場合において、機構は保険相互会社から所定の準備株券保管通知票の提出を受ける。

(準備株券の保管に関する取扱いの廃止)

第 35 条 規程第 50 条第1項の規定により準備株券を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとした場合は、機構は、機構が指定する日に、当該準備株券を会社に返還する。

- 2 前項に規定する返還において発生した費用について、機構は、実費相当額を保険相互会社に請求できる。

(預託票の提出)

第 36 条 指定参加者は、規程第 51 条の預託を行うこととなる場合は、第 22 条第1項に規定する単純預託書に代え、所定の預託票を上場日の3営業日前の日に機構に提出するものとする。

(準備株券の処理)

第 37 条 機構は、保険相互会社から準備株券を受領し、指定参加者から前条に規定する預託票を受領した場合は、参加者口座簿に指定参加者の口座に係る所要の記載をするため、預託票に記載されたデータを準備株券の受領日の翌営業日までに入力処理を行う。

- 2 機構は、入力処理の内容を上場日の前営業日の午前9時までに帳票に記載のうえ、指定参加者に通知する。
- 3 指定参加者は、前項に定める帳票により機構が行った入力処理の内容について、上場日の前営業日の正午までに確認のうえ、その旨を機構に対し通知する。

第6目 預託の制限の取扱い

(預託を制限する日の取扱い)

第38条 規程第53条第1項第4号に規定する「機構が必要があると認める日」は、原則として効力発生日の前営業日とする。

2 参加者は、やむを得ない事由に基づく場合で機構があらかじめ認めるときに限り、規程第53条第1項の規定により機構が株券の預託を受けないものとした日の正午まで株券を預託することができる。

(預託する株券の制限)

第39条 規程第54条に規定する規則で定める措置とは、次に掲げる措置をいう。

- (1) 大券の預託の制限
- (2) 単元未満株券の預託の制限

第7目 株券の保管の取扱い

(偽造又は変造の疑いがある株券に関する通知等)

第39条の2 規程第57条第2項に規定する偽造又は変造されている疑いがあると認められるかどうかについては、第22条第7項の規定を準用する。

2 会社は、規程第57条第2項から第4項までに規定する通知を行う場合は、機構が定める書面により直ちに通知するものとする。

3 規程第57条第4項に規定する不適格な株券は、第40条の2各号(第6号及び第8号を除く。)に規定する株券をいう。

(口座残高の通知等)

第40条 機構は、毎営業日に、参加者口座の残高及び参加者口座簿上の質権口座の残高を参加者及び参加者口座簿に記載された質権者に通知する。

2 参加者及び参加者口座簿に記載された質権者は、前項により通知された口座残高と自己が管理する口座残高との照合を行い、相違がある場合は、直ちに機構に申し出なければならない。

第8目 預託株券の不足の補てん

(不適格な株券)

第40条の2 規程第62条に規定する不適格な株券は、次に掲げる株券をいう。

- (1) 株券喪失登録がされている株券
- (2) 公示催告の申立中である株券
- (3) 除権判決があった株券

- (4) 資本の減少、株式の併合又は分割により株式数の表示が現在の株式の内容と異なる株券
- (5) 会社法第 219 条第3項の規定により無効となった株券
- (6) 偽造又は変造された株券
- (7) 質権に関する表示がなされた株券
- (8) 汚損又は毀損している株券
- (9) 会社法第 198 条第5項の規定により無効となった株券
- (10) 会社法第 220 条第1項に規定される公告に係る株券
- (11) 第5号及び第9号に規定する場合を除き、会社法その他の法令により無効となった株券
- (12) 前各号に掲げるもののほか、機構が受渡物件として不適格と認める株券

(取締役会が定める限度による補てん)

第 40 条の3 規程第 63 条第3項に規定する取締役会の定める限度は、機構の剰余金相当額とする。

2 前項の機構の剰余金相当額は、事故発生日の属する機構の事業年度の直前事業年度(以下この項において「前期」という。)の末日における純資産額(前期に関する定時総会において定めた利益処分又は損失処理後の額とする。)から、前期の末日における資本金、資本準備金及び利益準備金(前期に関する定時総会において定めた利益処分又は損失処理後の額とする。)を差し引いた額をいう。

3 機構は、前項に規定する機構の剰余金相当額を限度として、その都度、取締役会が定める額により、規程第 63 条第3項の規定による株券の補てんをする。

(参加者が連帯して行う預託株券の不足の補てん)

第 40 条の4 規程第 64 条第2項に規定する参加者(以下この条において単に「参加者」という。)が行う預託株券の不足の補てんは、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 第一次補てん

参加者が行う預託株券の不足の補てんに係る補てん総額(以下この条において「参加者補てん総額」という。)を規程第 64 条第2項の規定により連帯して補てんを行う参加者の数で除して得た額(1円に満たない端数が生じた場合は、切り上げた額)とする。ただし、その額は参加者ごとに 200 万円を超えないものとする。

(2) 第二次補てん

次の算式により算出された金額(1円に満たない端数が生じた場合は、切り上げた額)とする。

$$\begin{array}{l}
 \text{参加者ごとの補てん額} = \frac{\text{参加者補てん総額一前号の規定により支払われた第一次補てんに係る金銭の総額}}{\text{事故発生日における預託株券の銘柄につき、参加者ごとの事故発生日から起算して直前1年間の預託株券の株式の数(単元株式数が、1,000株以外の場合には、当該銘柄の預託株券の株式の数に1,000を乗じて当該単元株式数で除して得た株式の数、単元株式数を定めていない銘柄については当該銘柄の預託株券の株式の数に1,000を乗じて得た株式の数)の総数}} \times \frac{\text{当該期間の機構の営業日数(休業日以外の日数をいう。事故発生日から起算して直前1年間に於いて参加者口座を開設した参加者は、当該参加者口座開設日から事故発生日までの間の機構の営業日数)}}{\dots(a)} \\
 \text{(a)の合計}
 \end{array}$$

- 2 機構は、前項第1号に規定する算式により参加者ごとの第一次補てんに係る金額を算出し、当該各参加者に通知する。
- 3 参加者は、前項の規定により機構から金額を通知された第一次補てんに係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対し支払うものとする。
- 4 機構は、第2項に規定する通知を行った参加者から第一次補てんに係る金銭の支払いを確認できた場合であって、なお参加者補てん総額の全額の補てんが終了しないときは、遅滞なく第1項第2号の算式により参加者ごとの第二次補てんに係る金額を算出し、当該各参加者に通知する。
- 5 参加者は、前項の規定により機構から金額を通知された第二次補てんに係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対し支払うものとする。
- 6 前項の場合において、法律の規定に基づく破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始等の申立てがなされ、当該金銭を支払えないと認められる一の参加者(以下この項において「破綻参加者」という。)があったときは、機構は、当該破綻参加者が支払うべき金銭(当該破綻参加者が実際に支払った金銭を除く。)を、破綻参加者以外の参加者が支払う第二次補てんに係る金銭の総額に加え、その合計額を基に第1項第2号に規定する算式により破綻参加者以外の参加者ごとの第二次補てんに係る金額を算出し、前項に規定する金額を差し引いた額を破綻参加者以外の参加者に通知し、当該参加者は、当該通知に係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対し支払うものとする。

第2款 口座振替

第1目 参加者口座簿における振替の取扱い等

(機構への振替請求手続)

第41条 参加者等は、その口座の株式につき他の口座への振替の請求をする場合は、次に定めるところによらなければならない。ただし、第48条第1項、第52条第1項、第53条の3第1項若しくは第2項、第53条の4第1項若しくは第2項又は第53条の5第1項若しくは第2項に規

定する場合は、この限りでない。

- (1) 参加者等は、振替日の前営業日又は当日に、前日振替請求若しくは当日振替請求又は前日質権口座振替請求若しくは当日質権口座振替請求を機構にしなければならない。この場合において、参加者は、当該他の口座が当該参加者の口座であるときには、前日振替請求に代えて、振替日の前営業日に残高調整請求を行うことができる。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、参加者は、決済条件の照合結果により直接機構へ振替の請求をする場合は、参加者は、振替日の前営業日まで又は当日に、先日付連動振替請求又は当日連動振替請求を機構にしなければならない。
- 2 参加者が信託財産である旨の記載のある参加者口座の預託株券の株式につき他の口座への振替の請求をする場合、又は振替に係る株式につき、振替後において信託財産である旨の記載をする振替の請求をする場合は、それぞれその旨を明らかにして、前項各号に規定する振替請求をしなければならない。

(振替の一時停止又は解除の申告)

第 42 条 参加者は、前条第1項各号に規定する振替請求(前日質権口座振替請求又は当日質権口座振替請求を除く。以下この条において同じ。)について、振替の請求に基づく振替の処理を一時停止する措置(以下「振替の一時停止」という。)の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 参加者は、前条第1項各号に規定する振替請求と同時に、当該申告又は指定をしようとする場合は、その旨を明らかにして、当該振替請求を機構にしなければならない。
 - (2) 参加者は、前条第1項第1号に規定する振替請求後に、当該申告又は指定をしようとする場合は、振替日に当該振替請求に係る振替が未了の分(以下「振替未了分」という。)に限り、その旨を明らかにして、一時停止申告を機構にすることができる。
 - (3) 参加者は、前条第1項第2号に規定する振替請求後に、当該申告又は指定をしようとする場合(振替日に当該申告又は指定をしようとする場合にあっては、振替未了分に限る。)は、その旨を明らかにして、一時停止申告を機構にすることができる。
- 2 参加者は、振替の一時停止の解除(前項の指定による場合を除く。以下この項において同じ。)を受けようとする場合は、次に定めるところによらなければならない。
- (1) 参加者は、株券を預託することにより振替の一時停止の解除を受けようとする場合は、第 22 条第2項に規定する振替預託書を株券に添付して午後3時30分までに機構に提出しなければならない。
 - (2) 参加者は、他の参加者等からの振替を受けたことを確認した後、振替の一時停止の解除を受けようとする場合は、一時停止解除申告を機構にしなければならない。

(振替請求の訂正又は取消しの申出)

第 43 条 参加者等は、第 41 条第1項第1号に規定する振替請求について、訂正又は取消しをしようとする場合は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 参加者等は、前日請求分について請求日に機構にその訂正又は取消しを申し出る場合は、

その旨を明らかにして第 41 条第1項第1号に規定する前日振替請求又は前日質権口座振替請求を機構にしなければならない。

(2) 参加者等は、前日請求分及び当日請求分について、振替日に機構にその訂正又は取消しを申し出る場合は、その旨を明らかにして第 41 条第1項第1号に規定する当日振替請求又は当日質権口座振替請求を機構にしなければならない。この場合において、振替未了分の訂正又は取消しに限り、申し出ることができる。

2 参加者は、第 41 条第1項第2号に規定する振替請求について、取消しをしようとする場合は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 参加者は、第 41 条第1項第2号に規定する先日付連動振替請求について、振替日の前営業日の午後8時までに機構にその取消しを申し出る場合は、その旨を明らかにして同号に規定する先日付連動振替請求を機構にしなければならない。

(2) 参加者は、第 41 条第1項第2号に規定する先日付連動振替請求及び当日連動振替請求について、振替日に機構にその取消しを申し出る場合は、その旨を明らかにして同号に規定する当日連動振替請求を機構にしなければならない。この場合において、振替未了分の取消しに限り、申し出ることができる。

(機構による振替業務の取扱い)

第 44 条 機構は振替を、午前9時から午後3時 30 分までの間に行う。

2 前項の規定にかかわらず、機構は、参加者及び参加者口座簿に記載された質権者の業務処理に特に必要があると認める場合は、振替終了時刻を延刻することができる。この場合において、機構は、速やかにその旨を参加者及び参加者口座簿に記載された質権者に通知する。

(参加者等の振替請求に基づく参加者口座簿の記載等)

第 45 条 機構は、参加者等から第 41 条第1項各号に規定する振替請求を受けた場合は、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 前日請求分並びに第 41 条第1項第2号に規定する先日付連動振替請求及び当日連動振替請求(振替日の午前9時前に機構が受けたものに限る。)(以下「前日請求分等」という。)については振替日の業務開始時に、当日請求分及び同号に規定する当日連動振替請求(振替日の午前9時以後に機構が受けたものに限る。)(以下「当日請求分等」という。)については直ちに、参加者口座簿に当該振替請求を行った参加者等及び振替先の参加者等の口座に係る所要の記載をする。

(2) 前号の規定にかかわらず、振り替えるべき口座残高が不足する場合又は振替の一時停止の申告を受けている場合は、当該口座残高が発生した時又は当該振替の一時停止が解除された時に参加者口座簿に所要の記載をする。

2 前項第2号に規定する振り替えるべき口座残高が不足する場合又は振替の一時停止の申告を受けている場合は、振替未了として取り扱い、振替未了分について振替日の午後3時 30 分までに振り替えるべき口座残高が発生しなかったとき又は当該振替の一時停止の解除が申告されなかったときは、振替不能とし、当該振替請求はなかったものとして取り扱う。

- 3 機構は、第 41 条第1項各号に規定する振替請求(同項第1号に規定する振替請求のうち当日請求分を除く。)について前項の規定により振替未了として取り扱った場合は、参加者等に対しその旨を通知する。
- 4 機構は、第 41 条第1項各号に規定する振替請求について第2項の規定により振替不能として取り扱った場合は、参加者等に対し振替日に振替不能の明細を通知する。

(振替済みの通知)

第 46 条 機構は、参加者等から第 41 条第1項各号に規定する振替請求を受けた場合において、前条第1項各号の記載をしたときは、参加者等に対しその旨を通知する。この場合において、当該通知を受けた参加者等は、その内容を確認するものとする。

(参加者口座簿上の質権口座からの振替の株式数)

第 47 条 参加者口座簿に記載された質権者は、第 41 条第1項第1号に規定する質権口座振替請求をする場合は、当該質権を取得したときの株式数により行わなければならない。

(指定金融商品取引清算機関)

第 47 条の2 規程第 69 条第1項に規定する規則で指定する者とは次に掲げる者とする。

- (1) 株式会社日本証券クリアリング機構(以下「日本証券クリアリング」という。)
- (2) 株式会社ほふりクリアリング(以下「ほふりクリアリング」という。)

(日本証券クリアリングからの振替請求)

第 48 条 日本証券クリアリングは、規程第 69 条に規定する振替の請求をする場合は、機構が定める方法により、渡方現物清算参加者(日本証券クリアリングの清算参加者のうち日本証券クリアリングの業務方法書に規定する現物清算資格を有する者(以下「現物清算参加者」という。))であり、かつ、株券の渡方になった参加者をいう。以下同じ。)の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替請求及び日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から受方現物清算参加者(現物清算参加者のうち株券の受方になった参加者をいう。以下同じ。)の参加者口座への振替請求をしなければならない。

- 2 日本証券クリアリングは、DVP決済(日本証券クリアリングから受方現物清算参加者への有価証券の引渡しを、当該受方現物清算参加者から日本証券クリアリングに引き渡された有価証券及び金銭の額等の範囲内に限って行う方式による決済として日本証券クリアリングが定めたものをいう。以下同じ。)に係る振替請求として、前項に規定する日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から受方現物清算参加者の参加者口座への振替請求を行う場合は、当該振替請求につき、日本証券クリアリングが定めるところに従って計算される振替限度内に限ってその全部又は一部の振替を行う旨の条件を付すことができる。
- 3 日本証券クリアリングは、前項に規定するDVP決済に係る振替請求を行う場合は、当該振替請求の処理のために必要な情報を、機構が別に定めるところに従い、機構に対して提供するものとする。

(日本証券クリアリングの渡方現物清算参加者による振替の一時停止又は解除の申告)

第 49 条 渡方現物清算参加者は、前条第1項に規定する振替請求について、振替の一時停止の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 渡方現物清算参加者は、振替日の前日に当該申告又は指定をしようとする場合は、その旨を明らかにして一時停止申告を機構にしなければならない。
- (2) 渡方現物清算参加者は、振替日に当該申告又は指定をしようとする場合は、当該振替請求に係る振替未了分に限り、一時停止申告を機構にすることができる。

2 渡方現物清算参加者は、振替の一時停止の解除(前項の指定による場合を除く。以下この項において同じ。)を受けようとする場合は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 渡方現物清算参加者は、株券を預託することにより振替の一時停止の解除を受けようとする場合は、第 22 条第2項に規定する振替預託書を株券に添付して機構が別に定める時刻までに機構に提出しなければならない。
- (2) 渡方現物清算参加者は、他の参加者等からの振替を受けたことを確認した後、振替の一時停止の解除を受けようとする場合は、一時停止解除申告を機構にしなければならない。

(日本証券クリアリングからの振替請求の訂正又は取消し)

第 50 条 日本証券クリアリングは、第 48 条第1項に規定する振替請求について、訂正又は取消しをしようとする場合は、当該訂正又は取消しをする旨を明らかにして、当日振替請求をしなければならない。

(日本証券クリアリングの決済に係る口座振替への準用規定)

第 51 条 第 45 条及び第 46 条の規定は、機構が日本証券クリアリングから第 48 条第1項に規定する振替請求を受けた場合において行う処理並びに振替未了分、振替不能分及び振替済みの通知について準用する。この場合において、これらの規定中「参加者等から第 41 条第1項各号」とあるのは「日本証券クリアリングから第 48 条第1項」と、第 45 条第1項中「前日請求分並びに第 41 条第1項第2号に規定する先日付連動振替請求及び当日連動振替請求(振替日の午前9時前に機構が受けたものに限る。)(以下「前日請求分等」という。)」とあるのは「前日請求分」と、「当日請求分及び同号に規定する当日連動振替請求(振替日の午前9時以後に機構が受けたものに限る。)(以下「当日請求分」という。)」とあるのは「当日請求分」と、「当該振替請求を行った参加者等及び振替先の参加者等」とあるのは「渡方現物清算参加者、受方現物清算参加者及び日本証券クリアリング」と、「当該口座残高」とあるのは「当該口座に振替可能な残高」と、同条第1項及び第2項中「口座残高が不足する場合」とあるのは「株式数のうち口座残高不足等のために振り替えられなかった部分がある場合」と、同条第2項中「午後3時30分」とあるのは「機構が別に定める時刻」と、「振り替えるべき口座残高が発生しなかったとき」とあるのは「振り替えられなかった部分があるとき」と、「振替不能とし、当該振替請求はなかったものとして取り扱う」とあるのは「振替不能として取り扱う」と、同条第3項中「第 41 条第

1項各号に規定する振替請求(同項第1号に規定する振替請求のうち当日請求分を除く。)」とあるのは「第48条第1項に規定する振替請求(当日請求分を除く。)」と、同条第3項及び第4項中「参加者等」とあるのは「渡方現物清算参加者」と、同条第4項中「第41条第1項各号」とあるのは「第48条第1項」と、第46条中「参加者等」とあるのは「渡方現物清算参加者、受方現物清算参加者及び日本証券クリアリング」と読み替えるものとする。

(ほふりクリアリングからのDVP振替請求)

第52条 ほふりクリアリングは、規程第69条に規定する振替の請求をする場合は、機構が定める方法により、渡方DVP参加者(ほふりクリアリングの業務方法書の定めるところに従い清算参加者の資格を有する者(以下「DVP参加者」という。))のうち第3項に規定する清算対象取引において株券の渡方となる参加者をいう。以下同じ。)の参加者口座からほふりクリアリングの参加者口座(以下「DVP口座」という。)への振替請求(以下「DVP振替請求」という。)として、先日付DVP振替請求又は当日DVP振替請求をしなければならない。

2 ほふりクリアリングが、信託財産である旨の記載のある渡方DVP参加者の参加者口座の預託株券の株式につきDVP口座への振替の請求をする場合は、その旨を明らかにして、前項に規定する振替請求をしなければならない。

3 ほふりクリアリングは、DVP振替請求をする場合は、当該DVP振替請求につき、振替実行条件(DVP振替請求に係る清算対象取引(ほふりクリアリングが対象取引としてその業務方法書において定めるものをいう。以下同じ。))に起因する債務の引受けに係る条件としてほふりクリアリングがその業務方法書に定めるものをいう。以下同じ。)を充足した場合に振替を行う旨の条件を付すことができる。この場合において、ほふりクリアリングは、当該DVP振替請求に基づく処理のために必要な情報を、機構が別に定めるところに従い、機構に対して提供するものとする。

4 第43条第2項の規定はDVP振替請求について準用する。この場合において、同項中「参加者」とあるのは「ほふりクリアリング」と、「第41条第1項第2号」とあるのは「第52条第1項」と、「同号」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(ほふりクリアリングの渡方DVP参加者による振替の一時停止又は解除の申告)

第53条 渡方DVP参加者は、DVP振替請求について、振替の一時停止の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 渡方DVP参加者は、DVP振替請求と同時に、当該申告又は指定をしようとする場合は、その旨を明らかにしてほふりクリアリングを経由して一時停止申告を機構にしなければならない。

(2) 渡方DVP参加者は、DVP振替請求後に、当該申告又は指定をしようとする場合(振替日に当該申告又は指定をしようとする場合にあつては、振替未了分に限る。)は、その旨を明らかにして、一時停止申告を機構にすることができる。

2 渡方DVP参加者は、振替の一時停止の解除(前項の指定による場合を除く。以下この項にお

いて同じ。)を受けようとする場合は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 渡方DVP参加者は、株券を預託することにより振替の一時停止の解除を受けようとする場合は、第22条第2項に規定する振替預託書を株券に添付して機構が別に定める時刻までに機構に提出しなければならない。
- (2) 渡方DVP参加者は、他の参加者等からの振替を受けたことを確認した後、振替の一時停止の解除を受けようとする場合は、一時停止解除申告を機構にしなければならない。

(DVP振替請求に基づく振替等)

第53条の2 機構は、ほふりクリアリングからDVP振替請求を受けた場合は、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 先日付DVP振替請求及び当日DVP振替請求(振替日の午前9時前に機構が受けたものに限る。)(以下「先日付請求等」という。)については振替日の業務開始時に、当日DVP振替請求(振替日の午前9時以後に機構が受けたものに限る。)については直ちに、参加者口座簿に渡方DVP参加者の口座及びDVP口座に係る所要の記載をする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、当該DVP振替請求に係る振替実行条件が充足されていない場合は、振替実行条件が充足された時に参加者口座簿に所要の記載をする。
- 2 機構は、前項第2号に規定するDVP振替請求に係る振替実行条件が充足されていない場合は、振替未了として取り扱い、振替未了分について振替日の午後2時までに振替実行条件が充足されなかったときは、振替不能とし、当該DVP振替請求はなかったものとして取り扱う。
 - 3 第45条第3項及び第4項並びに第46条の規定は、機構がほふりクリアリングから受けたDVP振替請求に係る振替未了分、振替不能分及び振替済みの通知について準用する。この場合において、第45条第3項中「第41条第1項各号に規定する振替請求(同項第1号に規定する振替請求のうち当日請求分を除く。)」とあるのは「DVP振替請求」と、同条第3項中「参加者等」とあるのは「渡方DVP参加者及び当該DVP振替請求に係る清算対象取引の受方DVP参加者(DVP参加者のうち清算対象取引において株券の受方となる参加者をいう。以下同じ。)」並びに「ほふりクリアリング」と、「前項」とあり、同条第4項中「第2項」とあるのは「第53条の2第2項」と、同条第4項及び第46条中「参加者等」とあるのは「渡方DVP参加者及び当該DVP振替請求に係る清算対象取引の受方DVP参加者並びにほふりクリアリング」と、第46条中「前条第1項」とあるのは「第53条の2第1項」と読み替えるものとする。

(担保指定証券に係る振替)

- 第53条の3 DVP参加者は、その口座の株式につきほふりクリアリングへの担保(以下「担保指定証券」という。)の預託を目的とした振替の請求をする場合は、振替日の前営業日又は当日に、前日担保指定証券振替請求又は当日担保指定証券振替請求を機構にしなければならない。
- 2 ほふりクリアリングは、DVP口座の株式につき担保指定証券について前項のDVP参加者からの請求に基づく返還を目的としたDVP参加者の参加者口座への振替の請求をする場合は、振替日の前営業日又は当日に、振替請求として、前日担保指定証券解除請求又は当日担保

指定証券解除請求を機構にしなければならない。

- 3 第43条第1項(第2号を除く。)の規定は前2項に規定する振替請求の訂正又は取消しについて、第45条第1項(第2号を除く。)及び第46条の規定は機構がDVP参加者又はほふりクリアリングから前2項に規定する振替請求を受けた場合において行う処理及び振替済みの通知について、それぞれ準用する。この場合において、第43条第1項中「参加者等」とあるのは「DVP参加者又はほふりクリアリング」と、「第41条第1項第1号に規定する前日振替請求又は前日質権口座振替請求」とあるのは「第53条の3第1項に規定する前日担保指定証券振替請求又は同条第2項に規定する前日担保指定証券解除請求」と、第45条第1項第1号中「前日請求分並びに第41条第1項第2号に規定する先日付連動振替請求及び当日連動振替請求(振替日の午前9時前に機構が受けたものに限る。)(以下「前日請求分等」という。)」とあるのは「前日請求分」と、「当日請求分及び同号に規定する当日連動振替請求(振替日の午前9時以後に機構が受けたものに限る。)(以下「当日請求分等」という。)」とあるのは「当日請求分」と、「当該振替請求を行った参加者等及び振替先の参加者等の口座」とあるのは「DVP口座及び当該振替請求を行った又は振替先のDVP参加者の口座」と、第46条中「参加者等」とあるのは「DVP参加者及びほふりクリアリング」と読み替えるものとする。

(証券振替の完了に係る振替)

- 第53条の4 ほふりクリアリングは、清算対象取引の決済に係る株券の引渡しのための振替の請求をする場合は、機構が定める方法により、DVP口座の株式につき受方DVP参加者(DVP参加者のうち清算対象取引において株券の受方となる参加者をいう。以下同じ。)の参加者口座への当日振替請求を機構にしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、ほふりクリアリングは、清算対象取引の決済に係る株券の引渡しのための振替の請求を受方DVP参加者からのほふりクリアリングへの請求に基づきする場合は、振替請求として、受入予定証券完了請求を機構にしなければならない。
- 3 ほふりクリアリングは、前2項の場合において、振替に係る株式につき、振替後において信託財産である旨の記載をする振替の請求をする場合は、その旨を明らかにして、前2項に規定する振替請求をしなければならない。
- 4 機構は、ほふりクリアリングから第1項及び第2項に規定する振替請求を受けた場合は、直ちに参加者口座簿にDVP口座及び振替先の受方DVP参加者の口座に係る所要の記載をするものとする。
- 5 第46条の規定は、機構がほふりクリアリングから受けた第1項及び第2項に規定する振替請求に係る振替済みの通知について準用する。この場合において、同条中「前条第1項各号」とあるのは「第53条の4第4項」と、「参加者等」とあるのは「ほふりクリアリング及び振替先の受方DVP参加者」と読み替えるものとする。

(振替対象証券残高間の振替)

- 第53条の5 ほふりクリアリングは、DVP振替請求を機構に行う際に、併せて、DVP口座から当該DVP振替請求に係る渡方DVP参加者の参加者口座への振替の請求をする場合は、機構

の定める方法により、所定の振替請求を機構にしなければならない。

- 2 ほふりクリアリングは、DVP参加者が他の参加者(ほふりクリアリングを除く。)の口座への第41条第1項各号及び第48条第1項に規定する振替請求、第55条第1項に規定する交付請求並びに第62条の4第2項に規定する指定請求(以下「振替・交付・指定請求」という。)を行った際に、併せて、DVP口座から当該DVP参加者の参加者口座への振替の請求をする場合は、機構の定める方法により、所定の振替請求を機構にしなければならない。
- 3 ほふりクリアリングは、前2項に規定する振替請求を行う場合は、当該振替請求につき、ほふりクリアリングが定める条件が充足されたときに、ほふりクリアリングが定めるところに従って計算される振替限度内に限り、参加者口座簿に、当該振替請求に係るDVP振替請求又は振替・交付・指定請求に係る所要の記載を行う直前に、前2項に規定する振替請求に係る所要の記載をする旨の条件を付すことができる。この場合において、ほふりクリアリングは、当該振替請求に基づく振替のために必要な情報を、機構が別に定めるところに従い、機構に対して提供するものとする。
- 4 機構は、DVP振替請求又は振替・交付・指定請求について、参加者から機構に訂正又は取消しの申出があった場合は、併せて第1項又は第2項に規定する振替請求についても、訂正又は取消しの申出があったものとみなす。
- 5 機構は、ほふりクリアリングから第1項又は第2項に規定する振替請求を受けた場合は、第3項の規定により当該振替請求に付された条件に従い、参加者口座簿にDVP口座及び振替先のDVP参加者の口座に係る所要の記載をする。この場合において、機構は、当該振替請求について当該条件が充足されていないときは、振替未了として取り扱い、振替未了分について機構が別に定める時刻までに当該条件が充足されなかったときは、振替不能とし、当該振替請求はなかったものとして取り扱う。
- 6 第46条の規定は、機構がほふりクリアリングから受けた第1項及び第2項に規定する振替請求に係る振替済みの通知について、前条第3項の規定は第1項及び第2項に規定する振替請求に係る株式について、それぞれ準用する。この場合において、第46条中「前条第1項各号」とあるのは「第53条の5第4項」と、「参加者等」とあるのは「ほふりクリアリング及び振替先のDVP参加者」と、「その旨」とあるのは「当該DVP振替請求に係る振替済みの通知又は振替・交付・指定請求に係る振替済みの通知、交付済みの通知若しくは指定済みの通知と併せて、その旨」と、前条第3項中「前2項」とあるのは「次条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

第2目 振替の制限の取扱い

(振替を制限する日の取扱い)

- 第54条 規程第72条の規定により振替をしない日として機構が指定する日は、原則として参加者が機構に対し第26条第1号(第27条第2項、第4項及び第6項並びに第28条第2項、第4項及び第6項並びに第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定により申告をすることとする日とする。
- 2 参加者等は、やむを得ない事由に基づく場合で機構があらかじめ認めるときに限り、規程第

72 条の規定により機構が振替をしないこととした日において、その正午まで第 41 条第1項各号、第 48 条第1項、第 52 条第1項、第 53 条の3第1項若しくは第2項、第 53 条の4第2項又は前条第1項若しくは第2項に規定する振替請求を、機構が別に定める時刻まで第 53 条の4第1項に規定する振替請求をすることができる。

第3款 株券の交付

第1目 機構に対する交付請求の取扱い

(機構への交付請求手続)

第 55 条 参加者等は、株券の交付を請求する場合は、交付日の前営業日に、前日交付請求又は前日質権口座交付請求を機構にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、参加者等は、非居住者の売買に係る株券で、東京事務所から交付を受けるものについて、交付日の正午までに所定の当日交付請求書を提出することにより、当該株券の交付を請求することができる。この場合において、当該請求時の口座残高が当該請求に係る株式数以上で、機構があらかじめ認めたものに限り、当該当日交付請求書を提出することができる。

3 前2項の場合において、参加者が信託財産である旨の記載のある参加者口座の預託株券の株式について株券の交付を受けるときは、その旨を明らかにして、前2項に規定する交付請求をしなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、参加者は、第 62 条の4第1項に規定する区分管理証券について株券の交付を請求する場合は、交付日の前営業日に、前日区分管理証券交付請求を機構にしなければならない。

(交付の一時停止又は解除の申告)

第 56 条 参加者は、前条第1項に規定する前日交付請求について、交付の請求に基づく交付の処理を一時停止する措置(以下「交付の一時停止」という。)の申告をしようとする場合は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 参加者は、前条第1項に規定する前日交付請求と同時に、当該申告をしようとする場合は、その旨を明らかにして、同項に規定する前日交付請求をしなければならない。

(2) 参加者は、前条第1項に規定する前日交付請求後に当該申告をしようとする場合は、交付日に当該前日交付請求に係る交付が未了の分(以下「交付未了分」という。)に限り、その旨を明らかにして一時停止申告をすることができる。

2 参加者は、他の参加者等からの振替を受けたことを確認した後、交付の一時停止の解除を受けようとする場合は、一時停止解除申告を機構にしなければならない。

(交付請求の訂正又は取消しの申出)

第 57 条 参加者等は、第 55 条第1項又は第4項に規定する交付請求について、訂正又は取消し

をしようとする場合は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 前日請求分について請求日に当該訂正又は取消しを申し出る場合は、その旨を明らかにして第 55 条第 1 項に規定する前日交付請求若しくは前日質権口座交付請求又は同条第 4 項に規定する前日区分管理証券交付請求を機構にしなければならない。
- (2) 前日請求分(第 55 条第 4 項に規定する前日区分管理証券交付請求を除く。)について交付日に当該訂正又は取消しを申し出る場合は、次のイ及びロに定めるところにより交付未了分の減額訂正又は取消しに限り、機構に申し出ることができる。
 - イ 交付未了分の減額訂正については、その旨を記載した所定の交付未了訂正申告書を提出しなければならない。この場合に、機構は、機構が認めたものに限り受け付ける。
 - ロ 交付未了分の取消しについては、その旨を明らかにして交付未了訂正申告をしなければならない。

(参加者等の交付請求に基づく参加者口座簿の記載)

第 58 条 機構は、参加者等から第 55 条に規定する交付請求を受けた場合は、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 前日請求分については交付日の業務開始時に、当日請求分については直ちに、参加者口座簿に当該交付請求を行った参加者等の口座に係る所要の記載をする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、前日請求分(第 55 条第 4 項に規定する前日区分管理証券交付請求を除く。)について交付すべき口座残高が不足する場合又は交付の一時停止の申告を受けている場合は、当該口座残高が発生した時又は当該交付の一時停止が解除された時に参加者口座簿に所要の記載をする。
- 2 前項第 2 号に規定する交付すべき口座残高が不足する場合又は交付の一時停止の申告を受けている場合は交付未了として取り扱い、交付未了分について交付日の午後 3 時 30 分までに交付すべき口座残高が発生しなかった場合又は当該交付の一時停止の解除が申告されなかった場合は、交付不能とし、当該交付請求はなかったものとして取り扱う。
 - 3 機構は、前日請求分について前項に規定する交付未了として取り扱った場合は、参加者等に対し交付日の業務開始時に交付未了の明細を通知する。
 - 4 機構は、第 2 項に規定する交付不能として取り扱った場合は、参加者等に対し交付日に交付不能の明細を通知する。

(単元未満株式に係る交付請求手続及び参加者口座簿の記載)

第 59 条 参加者は、単元未満株券を発行しない旨を定款に定めていない会社に係る単元未満株式について、顧客から単元未満株券の交付を請求された場合は、機構に当該単元未満株券の交付を請求する前に、機構に対し所定の単元未満株券交付願を午前 9 時から午後 3 時 30 分までの間(正午から午後 1 時までの間を除く。)に提出しなければならない。

- 2 機構は、参加者から前項に規定する単元未満株券交付願の提出を受けた場合は、遅滞なく単元未満株券交付願を会社へ提出し、単元未満株券の発行を請求するものとする。
- 3 機構は、前項の請求により会社から単元未満株券の発行を受けた場合は、遅滞なく当該請

求に係る参加者に通知する。

- 4 前項の通知を受けた参加者は、機構に対し所定の前日交付請求書(単元未満株式交付請求用)を交付日の前営業日の午前9時から正午までの間に提出して交付請求をしなければならない。

(株券の交付の取扱い)

第 60 条 機構は、規程第 75 条第1項に規定する株券の交付を、午前 11 時 30 分から午後4時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)において行う。

- 2 機構が行う株券の交付は、機構が特に必要があると認める場合を除き、1株券(定款で1単元の株式の数を定める会社の株式にあつては1単元の株式の数の株券)を引き渡すことにより行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、機構は、参加者等の必要とする券種による株券を交付することができる。この場合における株券の交付の請求は、第 55 条第1項又は第4項の規定にかかわらず、機構があらかじめ指示する方法によらなければならない。

(大口交付の取扱い)

第 60 条の2 参加者等は、第 55 条の規定にかかわらず、20 万株(定款で単元株式数を定める会社の株式にあつては 20 万株に当該単元株式数を乗じた株数)を超える株券の交付を請求する場合は、当該株券の銘柄及び株式数等を、事前に書面により機構に報告し、機構は、当該交付に係る交付日及び交付の方法を当該参加者等に通知する。

(自己株式消却等に係る交付の取扱い)

第 60 条の3 会社の株主名簿管理人である参加者は、機構が当該会社の預託株券につき会社法第 217 条第1項の規定による申出をしている株式数の範囲内において当該会社が同法第 178 条に規定する自己株式の消却を行う場合は、第 55 条の規定にかかわらず、機構の定める自己株式消却等通知書(兼交付請求書)を機構に対して提出することにより交付請求をすることができる。

- 2 前項の規定は、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転により、自己株式又は吸収合併存続会社等(第 27 条第1項に規定する吸収合併存続会社、同条第 3 項に規定する吸収分割承継会社及び同条第5項に規定する株式交換完全親会社並びに第 28 条第 1 項に規定する新設合併設立会社、同条第3項に規定する新設分割設立会社及び同条第 5 項に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下この項において同じ。)が有する吸収合併消滅会社等(第 27 条第1項に規定する吸収合併消滅会社、同条第4項に規定する吸収分割会社及び同条第 5 項に規定する株式交換完全子会社並びに第 28 条第1項に規定する新設合併消滅会社、同条第3項に規定する新設分割会社及び同条第5項に規定する株式移転完全子会社をいう。)の株式に対して吸収合併存続会社等の株式が割り当てられない場合における参加者が行う交付請求(機構が認めるものに限る。)について準用する。

第2目 交付の延期と制限の取扱い

(交付を制限する日の取扱い)

第 61 条 参加者等は、やむを得ない事由に基づく場合で機構があらかじめ認めるときに限り、規程第 77 条第 1 項の規定により機構が株券の交付をしないものとした日の正午までに残高が発生したのものについて株券の交付を受けることができる。

第3目 単元未満株式の買取請求等の取次ぎ

(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 62 条 参加者は、実質株主である顧客から実質株主名簿(法第 32 条第 1 項に規定する実質株主名簿をいう。以下同じ。)に記載又は記録のある単元未満株式の買取請求を受けた場合は、顧客口座簿の記載又は記録を確認のうえ、速やかに機構に取り次がなければならない。

2 参加者は、参加者自己分の実質株主名簿に記載又は記録のある単元未満株式について買取請求をする場合又は前項の規定による買取請求を取り次ぐ場合は、機構に対し所定の前日交付請求書(単元未満株式買取請求用)を午前9時から午後3時 30 分までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に機構へ提出して株券の交付請求をすると同時に所定の単元未満株式買取請求書を機構に提出しなければならない。

3 機構は、参加者から前項に規定する単元未満株式買取請求書の提出を受けた場合は、その日から起算して3営業日目の日に株券に単元未満株式買取請求書及び単元未満株式買取請求内容書を添付して会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。)へ提出する。この場合において、当該買取請求株式数が機構名義株式で株券が発行されていないものの数以下であるときは、機構は、株券を提出しないことができる。

4 機構は、次に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。

(1) 権利確定日等(規程第 81 条各号に定める実質株主が、当該各号において特定されるとき又は日をいう。以下同じ。)がある場合

取引所取引等における権利付最終日の前営業日から権利確定日等までの期間

(2) 株券の併合又は分割等のため、株券提出期間が設けられた場合

株式の併合又は分割等に伴い、金融商品取引所が売買を停止する日の2営業日前の日から株券提出期日までの期間

5 機構及び参加者は、機構が参加者から第2項に規定する単元未満株式買取請求書を受けた日の翌営業日に参加者口座簿又は顧客口座簿に当該買取請求に係る株式数の減額をそれぞれ記載し、又は記録しなければならない。

6 単元未満株式の買取請求に係る買取りが、当該銘柄の取引所取引等における権利付最終日までに執行されなかった場合は、会社は「買取未執行」と朱記した単元未満株式買取請求書及び単元未満株式買取請求内容書の写しを当該最終日の翌々営業日までに機構へ提出するものとし、機構は、その旨を参加者へ通知する。この場合において、参加者は、当該未執

行株式数を実質株主報告の株式数に加算して報告しなければならない。

- 7 前項前段の規定は、単元未満株式の買取請求に係る買取りが、施行日の前日(当該日が休業日に当たる場合には、その前営業日)の4営業日前の日までに執行されなかった場合に準用する。この場合において、機構は、参加者の口座に当該執行されなかった株式数に係る所要の記載を行う。

(単元未満株式の売渡請求に係る情報の周知等)

- 第 62 条の2 会社は、予め単元未満株式の売渡請求の受付開始日を機構に通知するものとし、機構は各会社の受付状況を参加者に周知する。
- 2 会社は、次条第4項第1号に掲げる場合以外の事由により、売渡請求の受付停止期間を設けた場合は、予めその旨を機構に通知しなければならない。この場合において、機構は、その内容を速やかに参加者に周知する。

(単元未満株式の売渡請求の取次ぎ)

- 第 62 条の3 参加者は、実質株主である顧客からの実質株主名簿に記載又は記録のある単元未満株式の売渡請求の取次ぎに応じた場合は、顧客口座簿の記載又は記録を確認のうえ、速やかに機構に取り次がなければならない。
- 2 参加者は、参加者自己分の実質株主名簿に記載又は記録のある単元未満株式について売渡請求をする場合又は前項の規定による売渡請求を取り次ぐ場合は、機構に対し所定の単元未満株式売渡請求書及び単元未満株式売渡請求総括表を午前9時から午後3時30分までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に機構へ提出しなければならない。
- 3 機構は、参加者から前項に規定する単元未満株式売渡請求書及び売渡請求総括表の提出を受けた場合は、その日から起算して3営業日目の日に単元未満株式売渡請求書及び単元未満株式売渡請求内容書を会社へ提出する。
- 4 機構は、次に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの受付を停止する。
 - (1) 決算日又は中間決算日がある場合
決算日又は中間決算日(当該日が休業日に当たる場合は、その前営業日)の 12 営業日前の日から当該決算日又は中間決算日までの期間
 - (2) 前号のほか、会社が必要と認めて売渡請求の受付停止期間を設けた場合
原則として、会社が定める受付停止期間の始期の前営業日から終期の2営業日前の日までの期間
- 5 機構は、施行日(当該日が休業日に当たる場合には、その前営業日)の 13 営業日前の日から施行日前日までの期間につき、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの受付を停止する。

第4款 参加者口座簿における残高の管理

(区分管理証券)

- 第 62 条の 4 参加者は、その口座における株式について、第 41 条第 1 項各号、第 48 条第 1 項及び第 53 条の 3 第 1 項に規定する振替請求並びに DVP 振替請求に基づき振り替えるべき口座残高及び第 55 条第 1 項から第 3 項までに規定する交付請求に基づき交付すべき口座残高(以下これらを総称して「振替請求等に係る口座残高」という。)の対象外とする口座残高(以下「区分管理証券」という。)の指定を機構に請求することができる。
- 2 参加者は、区分管理証券の指定の請求をする場合は、指定しようとする日(以下「指定日」という。)の前営業日又は当日に、前日区分管理証券指定請求又は当日区分管理証券指定請求を機構にしなければならない。
- 3 機構は、前項に規定する指定請求を受けた場合は、次に定めるところにより処理するものとする。
- (1) 前日区分管理証券指定請求については指定日の業務開始時に、当日区分管理証券指定請求については直ちに、区分管理証券の指定に係る処理を行う。
- (2) 前号の規定にかかわらず、指定すべき口座残高が不足する場合は、当該口座残高が発生した時に区分管理証券の指定に係る処理を行う。
- 4 前項第 2 号に規定する指定すべき口座残高が不足する場合は、指定未了として取り扱い、指定未了分について指定日の午後 3 時 30 分までに指定すべき口座残高が発生しなかったときは、指定不能とし、当該指定請求はなかったものとして取り扱う。
- 5 機構は、第 2 項に規定する前日区分管理証券指定請求について前項の規定により指定未了として取り扱った場合は、参加者に対し指定日の業務開始時に指定未了の明細を通知する。
- 6 機構は、第 2 項に規定する指定請求について第 4 項の規定により指定不能として取り扱った場合は、参加者に対し指定日に指定不能の明細を通知する。

(区分管理証券指定の解除)

- 第 62 条の 5 参加者は、区分管理証券の指定を解除しようとする場合は、解除しようとする日(以下「指定解除日」という。)の前営業日又は当日に、前日区分管理証券解除請求又は当日区分管理証券解除請求を機構にしなければならない。
- 2 前条第 3 項(第 2 号を除く。次条において同じ。)の規定は、機構が前項の解除請求を受けた場合について準用する。この場合において、同項中「指定日」とあるのは「指定解除日」と、「指定に係る処理」とあるのは「指定の解除に係る処理」と読み替えるものとする。

(準用規定)

- 第 62 条の 6 第 43 条第 1 項の規定は第 62 条の 4 第 2 項に規定する指定請求又は前条第 1 項に規定する解除請求の訂正又は取消しについて、第 44 条の規定は機構が区分管理証券の指定及び解除を行う場合について、第 46 条の規定は第 62 条の 4 第 3 項各号及び前条第 2 項において準用する第 62 条の 4 第 3 項に規定する処理をした旨の通知について、それぞれ準用する。この場合において、第 43 条第 1 項及び第 46 条中「参加者等」とあるのは「参加者」と、第 43 条第 1 項第 1 号中「第 41 条第 1 項第 1 号に規定する前日振替請求又は前日質権口座振替請求」とあるのは「第 62 条の 4 第 2 項に規定する前日区分管理証券指定請求又は第 62 条の 5 第

1項に規定する前日区分管理証券解除請求」と、同項第2号中「第41条第1項第1号に規定する当日振替請求又は当日質権口座振替請求」とあるのは「第62条の4第2項に規定する当日区分管理証券指定請求又は第62条の5第1項に規定する当日区分管理証券解除請求」と、「振替未了分」とあるのは「指定未了分」と、第44条中「参加者及び参加者口座簿に記載された質権者」とあるのは「参加者」と、第46条中「前条第1項各号の記載」とあるのは「第62条の4第3項各号及び第62条の5第2項において準用する第62条の4第3項に規定する処理」と読み替えるものとする。

(区分管理証券の制限及び解除等の特例)

第62条の7 機構は、預託株券について、規程第72条の規定により振替をしない日として機構が指定する日においては、区分管理証券の指定又は解除をしないものとする。ただし、機構は、第54条第2項の規定により参加者等について振替請求をすることができるものと認めた場合は、同条第1項に規定する申告をすることとする日(以下「申告日」という。)の正午まで、区分管理証券の指定又は解除をするものとする。

2 参加者は、預託株券について申告日の前営業日(前項ただし書に規定する場合においては、申告日の正午)までに、当該預託株券に係る区分管理証券の全部について、第62条の5第1項に規定する解除請求による区分管理証券の解除又は第55条第4項に規定する交付請求による交付を受けなければならない。

(保留残高)

第62条の8 参加者は、その口座における株式につき振替請求等に係る口座残高のうち区分管理証券を除いた残高について、振替請求等に係る口座残高から除外する口座残高の総数(以下「保留残高」という。)の設定(保留残高の変更を含む。以下同じ。)を機構に請求することができる。

2 参加者は、保留残高の設定の請求をする場合は、保留残高の設定をしようとする日(以下「保留設定日」という。)の前営業日又は当日に、前日保留残高設定請求又は当日保留残高設定請求を機構にしなければならない。

3 機構は、前項に規定する設定請求を受けた場合は、当該設定請求に係る保留残高の設定を行い、前日保留残高設定請求については保留設定日の業務開始時及びそれ以降に発生した口座残高について、当日保留残高設定請求については当該設定請求を受けた時点及びそれ以降に発生した口座残高について、当該設定請求に係る保留残高まで、保留残高の対象となる口座残高(以下「実保留残高」という。)とする処理を行うものとする。

4 参加者は、保留残高の設定を解除しようとする場合は、解除しようとする日(以下「設定解除日」という。)の前営業日又は当日に、前日保留残高設定解除請求又は当日保留残高設定解除請求を機構にしなければならない。

5 機構は、前項に規定する設定解除請求を受けた場合は、当該設定解除請求に係る保留残高の解除を行い、前日保留残高設定解除請求については設定解除日の業務開始時に、当日保留残高設定解除請求については直ちに、実保留残高を振替請求等に係る口座残高の対象と

する処理を行うものとする。

- 6 機構は、参加者から第2項に規定する設定請求又は第4項に規定する設定解除請求を受けた場合において、保留残高の設定又は解除の処理を行ったときは、参加者に対し保留設定日又は設定解除日(以下「設定日等」という。)の前営業日における前日請求分については設定日等の業務開始時に、設定日等における当日請求分については当該処理を行った後、その旨をそれぞれ通知する。この場合において、当該通知を受けた参加者は、その内容を確認するものとする。
- 7 第43条第1項(第2号を除く。)の規定は第2項に規定する前日保留残高設定請求又は第4項に規定する前日保留残高設定解除請求の訂正又は取消しについて、第44条の規定は機構が保留残高の設定及び解除を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、第43条第1項中「参加者等」とあるのは「参加者」と、「第41条第1項第1号に規定する前日振替請求又は前日質権口座振替請求」とあるのは「第62条の8第2項に規定する前日保留残高設定請求又は同条第4項に規定する前日保留残高設定解除請求」と、第44条中「参加者及び参加者口座簿に記載された質権者」とあるのは「参加者」と読み替えるものとする。

(保留残高の設定の解除の特例)

第62条の9 参加者は、預託株券について、規程第40条第1項の規定による通知を受けることとなる場合における申告日(機構が申告日を設けていない場合にあっては、当該通知に係る新株式の発行に係る登記日又は権利確定日その他これらに類する日として機構が別に定める日)までに、当該預託株券に係る保留残高について前条第4項に規定する設定解除請求により保留残高の設定の解除を受けなければならない。

(保留残高に係るDVP参加者の特例)

第62条の10 機構は、DVP参加者から第62条の8第2項に規定する設定請求を受けた場合は、同条第3項の規定により保留残高に係る処理を行うときに、ほふりクリアリングの業務方法書の定めるところにより、併せて、DVP口座における口座残高(当該DVP参加者の設定請求に係る口座分としてほふりクリアリングが定める残高の範囲に限る。)について、当該設定請求に係る保留残高と同数の保留残高に係る処理を行うものとする。

2 前項の場合において、DVP参加者の一の口座における実保留残高の取扱いについては、次に定めるところによるものとする。

- (1) 機構は、DVP口座における当該口座分の口座残高に係る実保留残高及び当該DVP参加者の当該口座における実保留残高は、合算してそれぞれの実保留残高として取り扱う。
- (2) 機構は、DVP口座における当該口座分の口座残高及び当該DVP参加者の当該口座の間における一方から他方への振替請求については、実保留残高を振替請求等に係る口座残高の対象として当該振替請求に基づき振り替えるべき口座残高として取り扱う。

(プール残高の指定及び解除)

第62条の11 機構は、DVP参加者から受けた次の各号に掲げる請求につき、当該各号に定め

る条件が充足されていないことに起因して振替未了、交付未了又は指定未了(以下「振替未了等」という。)と取り扱っているものについて、機構が受け付けた順位で、機構が、当該条件が充足されたときに当該請求に係る振替、交付又は指定に係る処理を行うために振替対象証券残高から控除すべき残高(以下「プール残高」という。)を口座ごとに指定するものとする。

(1) DVP振替請求

当該DVP振替請求に付された振替実行条件のうち振替対象証券残高に関するもの以外の条件

(2) 振替・交付・指定請求

当該振替・交付・指定請求が行われた際に、併せて機構に行われた第53条の5第2項に規定する所定の振替請求に付された条件のうち、振替対象証券残高に関するもの以外の条件

- 2 DVP参加者は、前項各号に掲げる請求のうち同項の規定によりプール残高を指定したものの以外の請求について当該各号に規定する振替対象証券残高に関する条件を充足させるため、プール残高の指定を解除しようとする場合は、同項各号に掲げる請求に係る振替日、交付日又は指定日にプール残高解除請求を機構にしなければならない。
- 3 機構は、前項に規定するプール残高解除請求を受けた場合は直ちに、当該プール残高解除請求に係る第1項各号に掲げる請求について、同項の規定により指定したプール残高の指定の解除に係る処理を行うものとする。

第5款 口座処理の順位

(口座振替等の処理順位)

第63条 機構は、同一銘柄について第41条第1項各号、第48条第1項、第52条第1項、第53条の3第1項及び第2項並びに第53条の4第1項及び第2項に規定する振替請求、第55条に規定する交付請求、第62条の4第2項に規定する指定請求、第62条の5第1項に規定する解除請求、第62条の8第2項に規定する設定請求並びに同条第4項に規定する設定解除請求を受けた場合は、次に定めるところにより、振替等の処理をする。

- (1) 業務開始時における一の営業日を振替日とする前日請求分及び先日付請求分並びに業務開始後における前日請求分及び先日付請求分の振替未了分、当該営業日を交付日とする前日請求分及び業務開始後におけるその交付未了分並びに当該営業日を指定日、指定解除日、保留設定日又は設定解除日とする前日請求分及び業務開始後における前日請求分の指定未了分については別表2に定める処理順位で、同一の処理種別内で複数の請求が競合する場合は機構が受け付けた順位で、その受け付けの順位が明確でないときは次に定める順位でそれぞれ処理をする。

イ ファイル伝送により受理したデータ

ロ 統合Web端末からの入力により受理したデータ

- (2) 前号の営業日に係る当日請求分並びに当日連動振替請求及び当日DVP振替請求については、同号に規定する振替未了分、交付未了分及び指定未了分の処理を終了した後、別

表2に定める処理種別にかかわらず、機構が受け付けた順位で処理をする。

- 2 前項の場合において、機構は、振替の一時停止の申告を受けている振替未了分及び交付の一時停止の申告を受けている交付未了分については、これらの一時停止が解除された後、前項第1号及び第2号の処理順位で処理をする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、機構は、前条第1項各号に掲げる請求について当該各号に定める条件が充足されていないことに起因して振替未了等として取り扱っているものについては、当該請求について振替未了等として取り扱った順位で処理をする。

第2節 実質株主の通知等

第1款 実質株主の通知

(参加者自己分の預託株券に係る実質株主報告)

- 第64条 参加者は、会社が規程第81条各号のいずれかに該当する場合に、自己分として株券を預託しているときは、同条の規定による実質株主報告のほか、当該株券に係る株式については当該参加者(法第31条第3項前段に定める他の者が実質株主である旨の申出をする場合は、その者)を実質株主として機構に報告しなければならない。
- 2 参加者は、機構が当該参加者のために付した実質株主管理番号により前項の報告をするものとする。

(参加者の報告事項等)

- 第64条の2 規程第81条並びに第83条第1項及び第2項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 参加者コード
 - (2) 実質株主管理番号及びチェックデジット
 - (3) 実質株主が自然人である場合には、その生年月日
 - (4) 実質株主が法人である場合には、代表者の役職名及び氏名
 - (5) 実質株主が外国人保有制限銘柄(放送法(昭和25年法律第132号)第52条の8第1項に規定する一般放送事業者(同法第2条第3号の5に規定する委託放送事業者を含む。以下この条において同じ。)若しくは同法第52条の32第1項に規定する認定放送持株会社、航空法(昭和27年法律第231号)第120条の2第1項に規定する本邦航空運送事業者若しくは同項に規定するその持株会社等又は日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この条において同じ。))が発行する取扱株券をいう。以下この条において同じ。)の外国人等(外国人保有制限銘柄の発行者が放送法第52条の8第1項に規定する一般放送事業者若しくは同法第52条の32第1項に規定する認定放送持株会社である場合の同法第52条の8第1項(同法第52条の28第1項において読み替えて適用する場合を含む。)若しくは同法第52条の32第1項に規定する外国人等、発行者が航空法第120条の2第1項に規定す

る本邦航空運送事業者又は同項に規定する持株会社等である場合における同項に規定する外国人等又は発行者が日本電信電話株式会社である場合における日本電信電話株式会社等に関する法律第6条第1項各号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。)であるか否かの別

(6) その他機構が定める事項

2 規程第 82 条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 実質株主が法人であるときは、その代表者の役職名及び氏名
- (2) 実質株主が外国人保有制限銘柄の外国人等であるか否かの別
- (3) その他機構が定める事項

(実質株主の報告内容)

第 65 条 参加者は、実質株主報告を行う場合は、当該実質株主報告に係る権利確定日等の翌営業日から起算して4営業日目の日に機構に次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 実質株主データ

イ 銘柄コード

ロ 参加者コード

ハ 実質株主管理番号及びチェックデジット

ニ 前回報告株式数(ただし、参加者が第 66 条第 1 項に規定する担保受入参加者又は担保差入参加者に該当しないときは、前回報告株式数の報告を省略することができる。)

ホ 実質株主報告株式数(単元未満株式の買取請求に係る未執行株式を含む。)

ヘ その他機構が定める事項

(2) 報告銘柄の合計データ

参加者コードごとの銘柄別の実質株主データの預託株式数の合計

(実質株主報告の免除)

第 65 条の 2 次の各号に掲げる参加者は、あらかじめ所定の書面をもって機構に申し出ることにより、当該各号に定める口座の預託株券に係る前条の報告を行わないことができる。

(1) 第 10 条第 1 項第 4 号の届出をした参加者

当該参加者が開設した口座

(2) 発行会社の株主名簿管理人となっている参加者

第 9 条第 2 項第 7 号に規定する口座

(実質株主報告の委任)

第 66 条 顧客又は参加者が、他の参加者口座又は他の参加者が備える顧客口座簿上の顧客口座に、口座の振替により預託株券の株式を担保として差し入れている場合は、原則として、担保として振替を受けた参加者(以下この条において「担保受入参加者」という。)は、当該株式に係る実質株主報告の事務(参加者が実質株主報告の事務を行うこととなった事由により新預託株式数の総数の申告を行った場合の当該実質株主報告の事務を除く。)を、担保差入

れのために振替請求を行った参加者(以下この条において「担保差入参加者」という。)に委任するものとする。

- 2 前項の規定により実質株主報告の事務を担保差入参加者に委任した担保受入参加者は担保として振替を受けた株式の銘柄、株式数等を、担保差入参加者は担保として振り替えた株式の銘柄、株式数等を、それぞれ権利確定日等の翌営業日に機構に報告しなければならない。
- 3 機構は、前項の規定により担保受入参加者及び担保差入参加者から報告された銘柄、株式数等を照合し、一致することを確認した後、担保受入参加者の参加者口座の残高から当該株式数を差し引き、担保差入参加者の参加者口座の残高に当該株式数を加えて、機構に報告すべき実質株主報告株式数(合計)を算出し、権利確定日等の翌営業日から起算して3営業日目の日に通知する。

(実質株主通知)

第 67 条 機構は、第 65 条の規定により参加者から報告された実質株主報告の内容を当該参加者の口座残高等と照合するとともに、銘柄ごとに編集し、第 64 条の2第2項に掲げる事項(直近の実質株主通知のときにおいて、実質株主として通知された者に係るものを除く。)とあわせて、実質株主通知に係る権利確定日等の翌営業日から起算して11 営業日目の日に、コンピュータ・システムからデータをファイルとして伝送する方式のうち機構が適当と認める方法(第 84 条において「会社・機構間ファイル伝送」という。)により会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この節において同じ。)に通知する。

第 68 条 削除

(実質株主氏名又は住所の変更等の取扱い)

- 第 69 条 参加者は、実質株主から規程第 83 条第2項に基づいて機構に通知した第 64 条の2第1項各号に規定する事項について変更届の提出を受けた場合は、速やかに、機構に対し、その内容を通知しなければならない。
- 2 機構は、前項の規定による通知が、実質株主通知に係る権利確定日等の翌日以降に行われたときは、会社に対し、その内容(第 64 条の2第2項に規定する事項に限る。)の通知を行うものとする。
 - 3 第1項の規定は、参加者が実質株主のために付番した実質株主管理番号を変更した場合に準用する。この場合において機構は、前項に基づく会社への通知を行わない。

(法定代理人届等の取扱い)

- 第 70 条 参加者は、実質株主について法定代理人の選任若しくは変更又は終了に係る届出書等の提出を受けた場合は、速やかに、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- (1) 参加者コード

- (2) 実質株主管理番号及びチェックデジット
 - (3) 法定代理人等の氏名及び住所
 - (4) 法定代理人等が法人であるときは、その代表者の役職及び氏名
 - (5) 法定代理人等の代理権の範囲に制限がある場合には、その旨
- 2 機構は、規程第 82 条の規定に基づく通知の際に、あわせて前項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項を会社に通知する。
- 3 前条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による通知が、実質株主通知に係る権利確定日等の翌日以降に行われた場合に準用する。

第 71 条 削除

(実質株主の申出に関する帳簿の記載事項又は記録事項)

第 72 条 規程第 86 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める実質株主の申出に関する帳簿の記載事項又は記録事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出をした参加者のコード
- (2) 参加者の申出に係る他の者の実質株主管理番号
- (3) 参加者の申出に係る株式の銘柄コード
- (4) 参加者の申出に係る株式の権利確定日等
- (5) その他機構が定める事項

第 2 款 実質株主に関する減少・抹消の通知等

(実質株主でなくなった者等の通知)

第 73 条 会社は、法第 31 条第 5 項の規定による請求を機構に対し行う場合は、所定の実質株主の抹消・減少通知請求書を提出するものとする。この場合において、株主としての権利行使の申出をした実質株主が複数の参加者に預託していることを知っているときは、該当する参加者ごとに当該請求書を提出するものとする。

- 2 機構は、会社から前項の請求を受けた場合は、前項の実質株主が直近の実質株主通知時に預託している参加者に対し、原則として当日中(当該請求が午後 3 時以降の場合は、翌営業日)に所定の実質株主の抹消・減少通知依頼書により、規程第 85 条第 1 項の報告を求める。
- 3 参加者は、機構から前項の規定により報告を求められた場合は、機構に対し、原則として翌営業日の午後 3 時までに所定の実質株主の抹消・減少通知報告書を提出しなければならない。
- 4 機構は、前項の報告に基づき、会社に対し、当該報告を受けた日の午後 5 時までに所定の実質株主の抹消・減少通知書により通知するものとする。この場合において、会社が機構から遠隔地の場合で当該会社から申出があったときは、当該通知書の送付前に通知内容をファクシミリ等で報告する。
- 5 第 2 項の規定にかかわらず、株主としての権利行使の申出をした実質株主が参加者である場

合は、機構は、参加者口座簿の記載に基づき会社から請求を受けた日の翌営業日午後5時までに所定の実質株主の抹消・減少通知書により通知するものとする。この場合において、会社が機構から遠隔地の場合で当該会社から申出があったときは、当該通知書の送付前に通知内容をファクシミリ等で報告する。

(抹消・減少の証明)

第 74 条 会社は、実質株主から権利行使の申出を受けた場合において、当該申出日の6か月前の日(直近の実質株主通知前の日)から直近の実質株主の通知日までの間の当該実質株主の預託株式数等について確認する必要があると認めるときは、機構に対し、その間の預託株式数等についての証明を請求することができる。

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第1項中「法第 31 条第5項」とあるのは「第 74 条第1項」と、「実質株主の抹消・減少通知請求書」とあるのは「実質株主の抹消・減少証明請求書等」と、第2項中「実質株主の抹消・減少通知依頼書」とあるのは「実質株主の抹消・減少証明依頼書等」と、「規程第 85 条第1項」とあるのは「預託株式数等」と、第3項中「翌営業日」とあるのは、「翌々営業日」と、「実質株主の抹消・減少通知報告書」とあるのは「実質株主の抹消・減少証明報告書等」と、第4項中「実質株主の抹消・減少通知書」とあるのは「実質株主の抹消・減少証明書等」と、第5項中「実質株主の抹消・減少通知書」とあるのは「実質株主の抹消・減少証明書等」と読み替えるものとする。

第5章 新株予約権付社債券の保管及び振替に関する取扱い

第1節 新株予約権付社債券の預託、口座振替及び交付

(新株予約権付社債券の場合の読替え)

第 75 条 新株予約権付社債券について規程第 88 条第1項の規定により規程第4章第1節の規定を準用する。この場合において「募集等」とあるのは「募集」と、「預託前株券等」とあるのは「準備新株予約権付社債券」と、「預託株券の株式の数」とあるのは「預託券面の総額」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 41 条	株券	新株予約権付社債券
	準備株券(効力発生日以後株券として発行される予定のもので、会社法第 216 条に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。)及び株券(以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。)のうち、次に掲げるも	準備新株予約権付社債券(払込期日以後新株予約権付社債券として発行されるもので、会社法第 292 条第1項に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。)

	の	
第 42 条第 1 項	上場日の3営業日前の日 会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。)	払込期日 会社(当該新株予約権付社債券の発行事務につき、会社から代行の委託を受けた発行事務代行会社を含む。以下この目において同じ。)

(準用規定)

第 76 条 前章第 1 節(第 19 条第 5 項、第 22 条第 3 項から第 7 項まで、第 24 条、第 24 条の 2、第 1 款第 3 目から第 6 目まで、第 39 条の 2、第 40 条の 2 第 1 号、第 4 号、第 7 号、第 9 号及び第 10 号、第 2 款第 2 目、第 59 条、第 60 条第 2 項及び第 3 項、第 60 条の 2、第 60 条の 3、第 3 款第 2 目及び第 3 目並びに第 62 条の 7 及び第 62 条の 9 を除く。)の規定は、新株予約権付社債券について準用する。

(預託新株予約権付社債券の制限)

第 77 条 規程第 89 条第 1 項に規定する参加者が預託できる新株予約権付社債券は、金融商品取引所又は日本証券業協会が定める売買単位の券種の新株予約権付社債券とする。

2 規程第 89 条第 2 項に規定する参加者が預託できる新株予約権付社債券は、各新株予約権付社債券の金額の新株予約権付社債券とする。

(準備新株予約権付社債券の預入れに係る通知等)

第 78 条 会社は、準備新株予約権付社債券の本券作成日程について、当該新株予約権付社債券の払込期日の 4 営業日前の日までに、機構に通知するものとする。

2 機構は、前項に規定する通知を受けた後、規程第 88 条第 1 項において準用する規程第 41 条に規定する預託前新株予約権付社債券の一括預入れが行われるか否かを参加者に通知する。

3 会社は、第 1 項の通知後、規程第 88 条第 1 項において準用する規程第 42 条第 1 項又は規程第 88 条の 2 第 2 項に規定する準備新株予約権付社債券の一括預入れを中止せざるを得ない事実が発生した場合は、直ちにその旨を機構に対して通知しなければならない。

4 機構は、会社から前項の通知を受けた場合は、直ちに参加者に対してその旨を通知するものとする。

(預託票の処理)

第 79 条 規程第 9 条第 2 号又は第 8 号に規定する新株予約権付社債券の募集に係る引受主幹事証券会社(発行者と引受契約を締結した引受団の代表者をいう。以下同じ。)は、払込期日の 2 営業日前の日に、当該準備新株予約権付社債券の募集に係る規程第 88 条第 1 項において準用する規程第 42 条第 1 項に規定する参加者の取扱券面の総額を記載した所定の預託票

を機構に提出するものとする。

- 2 規程第9条第4号に規定する新株予約権付社債の割当てを受ける参加者(参加者以外の者が割当てを受ける場合は、当該参加者以外の者の代理人である参加者を含む。以下第5号において同じ。)は、払込期日の2営業日前の日に、当該参加者の取扱券面の総額を記載した所定の預託票を機構に提出するものとする。
- 3 機構は、前2項の規定により提出された預託票に記載されたデータの入力処理を当該預託票の提出日において行う。
- 4 第32条第2項及び第3項の規定は、第1項の預託票が提出された場合について準用する。この場合において、これらの規定中「上場日の前営業日」とあるのは「払込期日の前営業日」と、「公募又は売出し」とあるのは「公募」と読み替えるものとする。
- 5 第32条第2項及び第3項の規定は、第2項の預託票が提出された場合について準用する。この場合において、これらの規定中「上場日等の前営業日」とあるのは、「払込期日の前営業日」と、「公募又は売出しに係る引受主幹事証券会社」とあるのは「新株予約権付社債券の割当てを受ける参加者」と読み替えるものとする。

(一括預入れの時期)

- 第80条 規程第88条第1項において準用する規程第42条第1項に規定する準備新株予約権付社債券及び規程第88条の2第2項に規定する準備新株予約権付社債券の一括預入れは、払込期日の午前9時から午前10時までの間に所定の預入れ票を添付して行うものとする。
- 2 規程第88条の3第1項に規定する準備新株予約権付社債券の一括預入れは、第88条の3第1項に規定する効力発生日等の前営業日の午前9時から午前10時までの間に所定の預入れ票を添付して行うものとする。
 - 3 前項に規定する準備新株予約権付社債券の一括預入れに関して、機構は、預入れ日の前営業日に会社に対して、当該一括預入れすべき準備新株予約権付社債券の総額について通知する。

(準備新株予約権付社債券の取扱廃止)

- 第81条 規程第88条第1項において準用する規程第43条第1項の規定又は規程第88条の2第4項の規定により準備新株予約権付社債券を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとした場合は、機構は、機構が指定する日に、当該準備新株予約権付社債券を会社に返還する。
- 2 前項に規定する返還において発生した費用について、機構は、実費相当額を会社に請求できる。

(預託日及び振替日の制限)

- 第82条 規程第90条第1項及び第2項に規定する機構が別に定める場合とは、抽せん償還に係る当せん番号発表日の前営業日を振替日とする第41条第1項各号、第48条第1項、第52条第1項、第53条の3第1項及び第2項、第53条の4第1項及び第2項並びに第53条の5第1項及び第2項に規定する振替を行う場合及び当該振替に必要な預託を行う場合をいう。

- 2 規程第 90 条第 4 項前段に規定する機構が別に定める場合とは、規程第 88 条の 3 第 1 項に規定する新株予約権付社債の承継に関し存続会社等の新株予約権付社債券を預託する場合をいう。
- 3 規程第 90 条第 5 項に規定する機構が別に定める場合とは、次に掲げる場合をいう。
 - (1) 規程第 88 条の 3 第 1 項に規定する新株予約権付社債の承継に関し新株予約権付社債券を消滅会社等に提出する場合
 - (2) 規程第 92 条に規定する預託新株予約権付社債に係る新株予約権の行使に関し新株予約権付社債券を交付する場合
 - (3) 規程第 92 条の 3 に規定する取得条項付新株予約権付社債の全部取得に関し新株予約権付社債券を交付する場合
 - (4) 規程第 95 条第 2 項に規定する新株予約権付社債の償還金の請求に関し新株予約権付社債券を交付する場合
 - (5) 規程第 90 条第 4 項の定める期間に償還期日が到来する新株予約権付社債券を交付する場合

(区分管理証券の制限)

第 82 条の 2 機構は、預託新株予約権付社債券について、規程第 90 条第 1 項各号に規定する日(抽せん償還に係る当せん番号発表日の前営業日を除く。)は、区分管理証券の指定又は解除をしないものとする。

第 2 節 新株予約権の行使等

(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使の取次ぎ)

- 第 83 条 参加者は、顧客から預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使の申出を受けた場合は、顧客口座簿の記載又は記録を確認のうえ、速やかに機構に取り次がなければならない。
- 2 参加者は、参加者自己分の預託新株予約権付社債券について新株予約権の行使を申し出る場合又は前項の規定による新株予約権の行使の申出を取り次ぐ場合は、機構に対し所定の前日交付請求書(新株予約権の行使申出用)を午後 3 時 30 分までに機構へ提出して新株予約権付社債券の交付請求をすると同時に所定の新株予約権の行使申出書、第 85 条に規定する実質株主票(実質株主名簿に記載され、又は記録されている実質株主に係るものを除く。)及びその他必要な書類(以下「新株予約権の行使申出書等」という。)を機構に提出しなければならない。
 - 3 機構は、参加者から前項に規定する新株予約権の行使申出書等の提出を受けた場合は、その日から起算して 3 営業日目に、新株予約権付社債券に新株予約権の行使申出書等を添付して会社へ提出するものとする。
 - 4 機構は、次に掲げる日は、預託新株予約権付社債券の新株予約権の行使の取次ぎの受付を停止する。

- (1) 利払期日の2営業日前の日
 - (2) 新株予約権の行使期間満了日の前営業日以降の日。ただし、新株予約権の行使期間満了日が償還期日又は規程第 88 条の3第1項に定める効力発生日等にあたる場合には、新株予約権の行使期間満了日の2営業日前の日以降の日
 - (3) 権利確定日等の4営業日前の日から2営業日前の日まで
 - (4) 規程第 53 条第4号に規定する日の2営業日前の日
 - (5) 取得条項付新株予約権付社債の全部取得日の 2 営業日前の日以降の日
 - (6) 施行日前日の5営業日前の日から施行日の前営業日まで
- 5 機構及び参加者は、機構が参加者から第2項に規定する新株予約権の行使申出書等の提出を受けた日の翌営業日に参加者口座簿又は顧客口座簿に当該新株予約権の行使に係る券面の総額の減額をそれぞれ記載し、又は記録しなければならない。

(取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う預託新株予約権付社債券等の提出)

- 第 83 条の 2 参加者は、取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴い、顧客から預託新株予約権付社債券を会社に提出するよう委任された場合には、顧客口座簿の記載又は記録を確認のうえ、取得条項付新株予約権付社債の全部取得日の前営業日に機構に取り次がなければならない。
- 2 参加者は、取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴い、参加者自己分の預託新株予約権付社債券の提出を機構が行う場合又は前項の規定による顧客からの預託新株予約権付社債券の提出を機構が行う場合には、機構に対し所定の前日交付請求書(新株予約権の行使申出用)を機構が定める時間までに提出して、新株予約権付社債券の交付請求をすると同時に第 85 条に規定する実質株主票(実質株主名簿に記載され、又は記録されている実質株主に係るものを含む。)及び参加者自己分又は顧客ごとの預託新株予約権付社債の金額等必要な情報を記載した書面(以下「取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類」という。)を機構に提出しなければならない。
 - 3 機構は、参加者から前項に規定する取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類の提出を受けた場合には、その日から起算して3営業日目の日に、新株予約権付社債券に取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類を添付して会社へ提出するものとする。
 - 4 機構及び参加者は、機構が参加者から第2項に規定する取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類の提出を受けた日の翌営業日に参加者口座簿又は顧客口座簿に全部取得日に提出する券面の総額の減額をそれぞれ記載し、又は記録しなければならない。

(株式発行の配分明細データ)

- 第 84 条 機構は、第 83 条第 3 項又は第 83 条の 2 第 3 項の規定により会社へ新株予約権付社債券、新株予約権の行使請求申出書及び取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類を提出した日から起算して3営業日目の日の正午までに、会社から規程第 92 条第 4 項及び規程第 92 条の 3 第 5 項において準用する規程第 40 条第1項の通知の内容のデータ

(以下「株式発行通知書データ」という。)の通知を、会社・機構間ファイル伝送により受けるものとする。ただし、第83条の2第3項の規定により会社を取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類を提出した場合であって、規程第92条の3第3項の規定により通知された株主となるべき者の数が多いこと等の理由により、会社が3営業日目の日の正午までに、株式発行通知書データを送信することができないと認められるときは、機構が別に定める日までに通知するものとする。

- 2 機構は、前項の株式発行通知データを参加者ごとに編集し、参加者口座簿の記載日の前営業日に参加者に通知する。この場合において、機構は、同項の株式発行通知データの通知の受領日の翌営業日を参加者口座簿の記載日とするものとし、参加者は、当該記載日に、顧客口座簿への記載又は記録に要する事項について、顧客口座簿に所要の記載又は記録をしなければならない。

(新株予約権の行使等に伴う口座振替の通知の取扱い)

第84条の2 振替元参加者は、規程第92条の2第2項(規程第92条の3第5項において準用する場合を含む。)に定める通知を機構に対して行うときは、前条第1項に規定する方法により、当該振替に係る株式の数及び振替元参加者の口座について通知を行うものとする。

- 2 機構は、規程第92条の2第3項(規程第92条の3第6項において準用する場合を含む。)に定める通知を振替先参加者に対して行うときは、前項の通知を振替先参加者ごとに編集し、振替先参加者の参加者口座簿の記載日の前営業日に振替先参加者に通知する。この場合において、機構は、同項の通知の受領日の翌営業日に、当該振替に係る株式の数について、振替元参加者の口座に減少の記載又は記録をするとともに、振替先参加者の口座に増加の記載又は記録をする。

(実質株主票)

第85条 規程第92条第2項の規定による参加者による報告及び同条第3項の規定による会社に対する通知並びに規程第92条の3第2項の規定による参加者による報告及び同条第3項の規定による会社に対する通知は、実質株主票により行うものとする。

- 2 前項に規定する実質株主票は、次に掲げる事項を記載し、会社に対する実質株主の届出印を押印した所定の様式のものとする。
 - (1) 会社名
 - (2) 参加者名
 - (3) 参加者コード
 - (4) 実質株主管理番号及びチェックデジット
 - (5) 実質株主の氏名及び住所
 - (6) その他機構が定める事項
- 3 前項の規定にかかわらず、実質株主票は、その原票を複写し又は原票を基に機械により作成することができる。この場合において、複写したもの又は機械により作成したものが、鮮明で原票と同一のものと認められるものに限る。

(実質株主の申出に関する帳簿の記載事項又は記録事項)

第 86 条 規程第 92 条第 4 項において準用する規程第 86 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める実質株主の申出に関する帳簿の記載事項又は記録事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出をした参加者のコード
- (2) 参加者の申出に係る他の者の実質株主管理番号
- (3) 参加者の申出に係る株式の銘柄コード
- (4) 参加者の申出に係る株式の権利確定日等
- (5) その他機構が定める事項

第3節 単元未満株式の買取請求

(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 87 条 参加者は、顧客から預託新株予約権付社債券について規程第 92 条第 1 項に規定する新株予約権の行使を行うことにより生じる単元未満株式の買取請求を受けた場合、又は参加者自己分の預託新株予約権付社債券について同条に規定する新株予約権の行使を行うことにより生じる単元未満株式の買取請求を行う場合は、その旨の申出を、第 83 条第 2 項に規定する機構に対する申出又は申出の取次ぎと同時に行うことができる。

2 前項の場合において、参加者は、機構に対し新株予約権の行使申出書等に併せて、第 62 条第 2 項に規定する単元未満株式買取請求書を機構に提出しなければならない。

(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 88 条 機構は、参加者から前条第 2 項に規定する単元未満株式買取請求書の提出を受けた場合は、第 83 条第 2 項に規定する新株予約権の行使申出書等と併せて第 83 条第 3 項に規定する日に当該単元未満株式買取請求書を会社へ提出するものとする。

2 機構は、次の各号に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、前条第 1 項に規定する単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。

- (1) 権利確定日等(規程第 81 条各号に定める実質株主が、当該各号において特定されるとき又は日をいう。以下同じ。)がある場合

取引所取引等における権利付最終日の前営業日から権利確定日等の 2 営業日前の日(規程第 81 条第 4 号及び第 5 号の場合においては権利確定日等)までの期間

- (2) 株券の併合又は分割等のため、株券提出期間が設けられた場合

株式の併合又は分割等に伴い、金融商品取引所又は日本証券業協会が売買を停止する日の 2 営業日前の日から株券提出期日の 2 営業日前の日までの期間

3 第 1 項の規定により機構が会社に取り次いだ単元未満株式の買取請求に係る買取りが、当該銘柄の取引所取引等における権利付最終日までに執行されなかった場合は、会社は「買取未執行」と朱記した単元未満株式買取請求書の写しを当該最終日の翌々営業日までに機構

へ提出するものとし、機構は、その旨を参加者へ通知するものとする。この場合において、参加者は、当該未執行株式数を実質株主報告の株式数に加算して報告しなければならない。

- 4 前項前段の規定は、単元未満株式の買取請求に係る買取りが、施行日の前日（当該日が休業日に当たる場合には、その前営業日）の4営業日前の日までに執行されなかった場合に準用する。この場合において、機構は、参加者の口座に当該未執行株式数に係る所要の記載を行う。

第4節 元利金の支払事務

（元利金支払事務取扱参加者の届出事項）

第 89 条 規程第 94 条第1項に規定する元利金支払事務取扱参加者は、当該元利金支払事務取扱参加者が元利金支払事務を受託した新株予約権付社債券（規程第9条第4号又は第8号に規定する新株予約権付社債券については社債管理者又は財務代理人を設置している場合に限る。以下この節において同じ。）の上場日等（機構が別に指定する場合は、当該指定日）までに、元利金支払基金の受入れに使用する銀行口座等（以下「元利金支払基金入金口座」という。）を、機構に対し所定の書面により届け出なければならない。

（機構に対する指定元利金支払事務取扱参加者の届出）

第 90 条 参加者は、規程第 94 条第1項に規定する指定元利金支払事務取扱参加者の届出を、預託新株予約権付社債券に係る元利払期日の7営業日前の日までに行わなければならない。

- 2 前項に定める届出が行われていない預託新株予約権付社債券について、当該預託新株予約権付社債券に係る元利払期日の6営業日前の日以降に預託残高を有する参加者は、規程第 88 条において準用する規程第 75 条第1項に基づく請求により当該元利払期日の2営業日前の日までに当該預託新株予約権付社債券の預託残高の全部の交付を受けなければならない。

（支払いを受けるべき元利金の額等の報告）

第 91 条 機構が規程第 95 条第1項に規定する事務を行う場合は、参加者は、元利払期日の2営業日前の日の午後6時までに、預託新株予約権付社債券に係る次の事項を、機構に報告しなければならない。

- (1) 銘柄コード
- (2) 参加者コード
- (3) 利子課税区分
- (4) 前号の区分ごとの預託券面の総額
- (5) 前号の預託券面の総額に係る利子課税額計算の明細
- (6) 第4号の預託券面の総額に係る受領予定利子金額又は受領予定償還金額
- (7) その他機構が定める事項

- 2 機構は、前項の規定により参加者からの報告を受けた内容を、預託残高と照合のうえ、指定元利金支払事務取扱参加者に対して通知する。
- 3 機構は、規程第 95 条第2項の規定により参加者が行う交付請求は、参加者が第1項の報告を行うことにより、同項第4号に規定する預託券面の総額のうち償還に係るものの合計額について交付請求を行ったものとして取り扱う。
- 4 前3項のほか、第1項に規定する報告について必要な事項は、機構が別に定める。

(担保分に係る元利金の額等の報告)

第 92 条 参加者又は顧客が、他の参加者口座又は他の参加者が備える顧客口座簿上の顧客口座に、口座の振替により預託新株予約権付社債券の新株予約権付社債を担保として差し入れている場合において、次に掲げる者が担保受入参加者であるときは、当該担保受入参加者は当該新株予約権付社債に係る元利金の額等の報告の事務を担保差入参加者に委任するものとする。

- (1) 金融商品取引所
- (2) 証券金融会社
- (3) 指定金融商品取引清算機関

2 前項の各号に掲げる者以外の者は、元利金の額等の報告の事務を担保差入参加者に委任してはならない。

(支払内容の証明)

第 93 条 機構は、代表社債管理者又は代表財務代理人から預託新株予約権付社債券に係る元利金支払事務取扱参加者の支払内容について照会を受けた場合は、当該元利金支払事務取扱参加者に事情を聴取のうえ、当該代表社債管理者又は代表財務代理人に対して当該元利金支払事務取扱参加者の支払内容に関する証明書を発行する。

(過誤への対応)

第 94 条 機構は、預託新株予約権付社債券に係る元利金支払基金の支払いについて過誤があった場合は、その訂正に必要な措置をとる。

第6章 投資証券の保管及び振替に関する取扱い

(投資証券の場合の読替え)

第 95 条 投資証券について規程第 98 条第1項の規定により規程第4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「会社法第 124 条第1項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第 77 条の3第2項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 40 条見出し	交付	発行

第 40 条	取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類(会社法第 171 条第 1 項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て(同法第 185 条に規定する株式無償割当てをいう。)会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付	投資口の併合若しくは分割又は投資法人の合併による投資口の発行
第 41 条	会社法第 216 条	投資信託及び投資法人に関する法律第 85 条第 2 項
第 46 条	前条	第 98 条第 1 項において準用する前条第 1 項
第 53 条	会社法第 124 条第 1 項	投資信託及び投資法人に関する法律第 77 条の 3 第 2 項
	会社法第 749 条第 1 項第 6 号、第 758 条第 7 号若しくは第 768 条第 1 項第 6 号に規定する効力発生日又は同法第 180 条第 2 項第 2 号、第 754 条第 1 項、第 764 条第 1 項若しくは第 774 条第 1 項に規定する日	投資法人の合併がその効力を生ずる日若しくは合併により設立した投資法人の成立の日又は投資口の併合がその効力を生ずる日
	経過した日(会社が会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当に係る基準日定めたときの当該基準日を除く。)	経過した日
第 58 条	法第 28 条	法第 39 条の 2 において準用する法第 28 条第 1 項又は第 3 項
	会社法第 217 条第 1 項	投資信託及び投資法人に関する法律第 85 条第 3 項において準用する会社法第 217 条第 1 項又は投資信託及び投資法人に関する法律第 86 条第 2 項
第 77 条	第 53 条第 1 項	第 98 条第 1 項において準用する第 53 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号

第 81 条	次の各号	第1号、第2号又は第5号
	法第 31 条第4項又は決済合理化法附則第3条第3項若しくは同法附則第6条第3項	法第 39 条の 2 で準用する法 31 条第4項又は決済合理化法附則第 14 条第1項
	施行規則第 10 条第2項	施行規則第 12 条において準用する施行規則第 10 条第2項
	基準日(会社法第 124 条第1項に規定する基準日をいう。第3号において同じ。)	基準日(投資信託及び投資法人に関する法律第 77 条の3第2項に規定する基準日をいう。)
	決済合理化法の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを設けている会社について、決済合理化法の施行日が到来したとき。	決済合理化法の施行日が到来したとき。
会社法第 749 条第1項第6号、第 758 条第7号若しくは第 768 条第1項第6号に規定する効力発生日又は同法第 180 条第2項第2号、第 754 条第1項、第 764 条第1項若しくは第 774 条第1項に規定する日	投資法人の合併がその効力を生ずる日若しくは合併により設立した投資法人の成立の日又は投資口の併合がその効力を生ずる日	
第 82 条	前条各号	第 98 条第1項において準用する前条各号(第3号及び第4号を除く。)
	法第 31 条第1項又は決済合理化法附則第3条第2項若しくは同法附則第6条第2項	法第 39 条の2で準用する法 31 条第1項又は決済合理化法附則第 14 条第1項
	施行規則第 10 条第1項	施行規則第 12 条において準用する施行規則第 10 条第1項
	前条	第 98 条第1項において準用する前条各号(第3号及び第4号を除く。)
第 83 条	第 81 条	第 98 条第1項において準用する第 81 条各号(第3号及び第4号を除く。)
	第 81 条各号	第 98 条第1項において準用する第 81 条各号(第3号及び第4号を除く。)

第 85 条	法第 31 条第5項	法第 39 条の2において準用する 法第 31 条第5項
--------	------------	---------------------------------

(準用規定)

第 96 条 第4章(第 19 条第5項、第 22 条第3項から第7項まで、第 24 条、第 24 条の2、第 27 条第3項から第6項まで、第 28 条第3項から第6項まで、第 29 条、第1節第1款第5目、第 39 条の2、第 40 条の2第1号、第9号及び第 10 号、第 60 条の2、第 60 条の3、第1節第3款第3 目並びに第 64 条の2第1項第5号及び第2項第3号を除く。)の規定は、投資証券について準用する。

2 前項に規定するもののほか、前項の規定により準用する場合の必要な技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 25 条見出し	交付	発行
第 25 条	合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付による	合併による投資口の発行による
第 27 条見出し	吸収合併、吸収分割又は株式交換	吸収合併
第 27 条第2項	会社法第 749 条第1項第6号に規定する効力発生日	投資法人の合併がその効力を生ずる日
第 28 条見出し	新設合併、新設分割又は株式移転	新設合併
第 28 条第2項	会社法第 754 条第1項に規定する日	合併により設立した投資法人の成立の日
第 54 条	第 26 条第1号(第 27 条第2項、第4項及び第6項並びに第 28 条第2項、第4項及び第6項並びに第 29 条第2項	第 26 条第1号(第 27 条第2項及び第 28 条第2項
第 59 条(見出しを含む。)	単元未満株式	金融商品取引所が定める売買単位の投資口の数に満たない数の投資口
第 59 条	参加者は、単元未満株券を発行しない旨を定款に定めていない会社に係る単元未満株式について	参加者は
	単元未満株券	金融商品取引所が定める売買単位の投資口の数に満たない数の投資口に係る投資証券

	単元未満株券交付願	売買単位未満投資証券交付願
	前日交付請求書(単元未満株式交付請求用)	前日交付請求書(売買単位未満投資証券交付請求用)
第 60 条第2項	1株券(定款で単元株式数を定める会社の株式にあつては当該単元株式数を表象する株券)	金融商品取引所が定める売買単位の投資口の数の投資証券
第 64 条	規程第 81 条各号	規程第 81 条各号(第3号及び第4号を除く。)
	法第 31 条第3項前段	法第 39 条の2において準用する法第 31 条第3項前段
第 65 条	実質株主報告株式数(単元未満株式の買取請求に係る未執行株式を含む。)	実質投資主報告口数
第 73 条	法第 31 条第5項	法第 39 条の2において準用する法第 31 条第5項

第7章 協同組織金融機関の優先出資証券の保管及び振替に関する取扱い

(協同組織金融機関の優先出資証券の場合の読替え)

第 97 条 協同組織金融機関の優先出資証券について規程第 100 条第1項の規定により規程第 4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「会社法第 124 条第 1 項」とあるのは「協同組織金融機関優先出資法第 26 条において準用する会社法第 124 条第 1 項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 40 条見出し	交付	発行
第 40 条	取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類(会社法第 171 条第 1 項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て(同法第 185 条に規定する株式無償割当てをいう。)会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付	優先出資の分割若しくは協同組織金融機関の合併による優先出資の発行又は優先出資者に募集優先出資の割当てを受ける権利を与えてする優先出資の発行
第 41 条	会社法第 216 条	協同組織金融機関優先出資法第

		30 条
第 46 条	前条	第 100 条第1項において準用する前条第1項
第 53 条	会社法第 124 条第1項	協同組織金融機関優先出資法第 26 条において準用する会社法第 124 条第1項
	会社法第 749 条第1項第6号、第 758 条第7号若しくは第 768 条第1項第6号に規定する効力発生日又は同法第 180 条第2項第2号、第 754 条第1項、第 764 条第1項若しくは第 774 条第1項に規定する日	合併がその効力を生ずる日又は合併により設立した協同組織金融機関の成立の日
	経過した日(会社が会社法第 454 条第5項に規定する中間配当に係る基準日定めたときの当該基準日を除く。)	経過した日
	併合、分割等	消却、分割等
第 58 条	法第 28 条	法第 39 条の5において準用する法第 28 条第1項又は第3項
	会社法第 217 条第1項	協同組織金融機関優先出資法第 31 条において準用する会社法第 217 条第1項
第 77 条	第 53 条第1項	第 100 条第1項において準用する第 53 条第1項(第5号を除く。)
第 81 条	次の各号	次の各号(第4号を除く。)
	法第 31 条第4項又は決済合理化法附則第3条第3項若しくは同法附則第6条第3項	法第 39 条の5で準用する法 31 条第4項又は決済合理化法附則第 18 条第1項
	施行規則第 10 条第2項	施行規則第 13 条において準用する施行規則第 10 条第2項
	基準日(会社法第 124 条第1項に規定する基準日をいう。第3号において同じ。)	基準日(協同組織金融機関優先出資法第 30 条において準用する会社法第 124 条第1項に規定する基準日をいう。第3号において同じ。)
	会社法第 749 条第1項第6号、第 758 条第7号若しくは第 768 条第1項第6号に規定する効力発生日又は同法第 180 条第2項第2号、	合併がその効力を生ずる日又は合併により設立した協同組織金融機関の成立の日

	第 754 条第1項、第 764 条第1項若しくは第 774 条第1項に規定する日	
	経過したとき(会社が会社法第 454 条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。)	経過したとき
	決済合理化法の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを設けている会社について、決済合理化法の施行日が到来したとき。	決済合理化法の施行日が到来したとき。
	実質株主	実質優先出資者
第 82 条	前条各号	第 100 条第1項において準用する前条各号(第4号を除く。)
	法第 31 条第1項又は決済合理化法附則第3条第2項若しくは同法附則第6条第2項	法第 39 条の5で準用する法 31 条第1項又は決済合理化法附則第 18 条第1項
	施行規則第 10 条第1項	施行規則第 13 条第1項において準用する施行規則第 10 条第1項
	前条	第 100 条第1項において準用する前条各号(第4号を除く。)
第 83 条	第 81 条	第 100 条第1項において準用する第 81 条各号(第4号を除く。)
	第 81 条各号	第 98 条第1項において準用する第 81 条各号(第4号を除く。)
第 85 条	法第 31 条第5項	法第 39 条の5において準用する法第 31 条第5項

(準用規定)

第 98 条 第4章(第 19 条第5項、第 22 条第3項及び第7項、第 24 条、第 24 条の2、第 27 条第3項から第6項まで、第 28 条第3項から第6項まで、第 29 条、第1節第1款第5目、第 39 条第2号、第 39 条の2、第 40 条の2第9号及び第 10 号、第 59 条、第 60 条の2、第 60 条の3、第1節第3款第3目並びに第 64 条の2第1項第5号及び第2項第3号を除く。)の規定は、協同組織金融機関の優先出資証券について準用する。

2 前項に規定するもののほか、前項の規定により準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

第 25 条見出し	交付	発行
第 25 条	会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付による	協同組織金融機関の合併又は優先出資者に募集優先出資の割当ての新優先出資の引受権を与えてする優先出資の発行による
第 27 条見出し	吸収合併、吸収分割又は株式交換	吸収合併
第 27 条第2項	会社法第 749 条第1項第6号に規定する効力発生日	合併がその効力を生ずる日
第 28 条見出し	新設合併、新設分割又は株式移転	新設合併
第 28 条第2項	会社法第 754 条第1項に規定する日	合併により設立した協同組織金融機関の成立の日
第 54 条	第 26 条第1号(第 27 条第2項、第4項及び第6項並びに第 28 条第2項、第4項及び第6項並びに第 29 条第2項	第 26 条第1号(第 27 条第2項及び第 28 条第2項
第 64 条	規程第 81 条各号	規程第 81 条各号(第4号を除く。)
	法第 31 条第3項前段	法第 39 条の5において準用する法第 31 条第3項前段
第 65 条	実質株主報告株式数(単元未満株式の買取請求に係る未執行株式を含む。)	実質優先出資者報告口数
第 73 条	法第 31 条第5項	法第 39 条の5において準用する法第 31 条第5項

附 則

- 1 この規則は、機構が財団法人証券保管振替機構(以下「財団」という。)から保管振替業の譲渡を受けた日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 財団が定める業務規程施行規則(以下「財団規則」という。)に基づき、会社又は参加者若しくは参加者口座簿に記載された質権者が、施行日前に財団に対して行った通知、請求若しくは申出又は書類の提出は、施行日以後においては、この規則に基づく通知、請求若しくは申出又は書類の提出とみなす。
- 3 財団規則に基づき機構が施行日前に会社又は参加者若しくは参加者口座簿に記載された質権者に対して行った通知若しくは請求又は書面の交付は、施行日以後においては、この規則に基づく機構による通知若しくは請求又は書面の交付とみなす。
- 4 財団規則の平成 14 年4月1日改正附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされ

る転換社債に係る転換社債券の取扱いに係る改正前の規定(以下「改正前の規定」という。)は、施行日以後、この規則の規定とみなす。この場合において、改正前の規定中「保管振替事業」とあるのは「機構の行う保管振替業」とする。

附 則

この改正規定は、平成 14 年7月 23 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 15 年1月6日から施行する。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 15 年1月 14 日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際現に発行されている有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済又は店頭有価証券引渡票に係る有価証券の引渡しに係る振替の請求については、なお従前の例による。

附 則

この改正規定は、平成 15 年1月 27 日から施行し、同日以降上場廃止又は店頭登録取消しの事由が生じた取扱株券等から適用する。

附 則

この改正規定は、平成 15 年4月1日から施行する。ただし、第 92 条の改正規定は、同年3月 24 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 15 年4月 25 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 15 年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規定は平成 16 年1月 16 日から施行し、同日以後の日を権利確定日等とする銘柄から適用する。
- 2 平成 16 年1月 14 日又は同月 15 日を権利確定日等とする銘柄に対する、改正前の第 65 条、第 66 条第3項及び第 67 条の適用については、第 65 条中「6営業日」とあるのは「5営業日」と、第 66 条第3項中「5営業日」とあるのは「4営業日」と、第 67 条中「8営業日」とあるのは「7営業日」とする。

附 則

この改正規定は、平成 16 年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 16 年5月6日から施行する。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 16 年7月 26 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定の施行の日(以下「改正規定施行日」という。)において改正後の第 17 条第1項本文の規定による通知(以下「ファイル伝送による通知」という。)を行わないものとして機構が認めた参加者については、機構が定める日までの間においては、なお従前の例による。
- 3 前項の参加者のうち、改正規定施行日後においてファイル伝送による通知が可能であると機構が認めた参加者については、機構が認める日から改正後の第 17 条の規定を適用する。

附 則

この改正規定は、平成 16 年8月 23 日から施行し、同日を事故発生日とする預託株券、預託新株予約権付社債券、預託投資証券、預託優先出資証券及び預託受益証券の不足の補てんから適用する。

附 則

この改正規定は、平成 16 年8月 23 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正規定は、日本証券業協会が証券取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 67 条第 2 項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項第 2 号の改正規定(「上場廃止等」を「上場廃止」に改める部分を除く。)及び第 40 条の 4 第 6 項の改正規定は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 12 月 31 日までにされた破産の申立てにより平成 17 年 1 月 1 日以後にされた破産の宣告については、破産手続開始の決定とみなす。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 1 月 24 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行し、同日以後預託を受ける新株予約権付社債券について適用する。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 18 年 1 月 4 日から施行する。
- 2 改正後の第 25 条の規定は、施行日以後の日を商法第 219 条第 1 項の規定により会社が定める一定の日として株式の分割を行う銘柄から適用する。
- 3 改正後の第 62 条の 3 第 4 項の規定は、平成 18 年 1 月 5 日を会社が定める買増請求の受付停止期間の始期とする銘柄から適用する。

附 則

- 1 この改正規定は、会社法(平成 17 年法律第 86 号)の施行の日から施行する。
- 2 この改正規定の施行の日前に合併契約書、分割契約書、分割計画書、株式交換契約書又は株式移転計画書が作成された合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に係る参加者口座簿等の記載又は記録の変更については、改正後の第 27 条及び第 28 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正規定は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 19 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 19 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 65 号)の施行の日(平成 19 年 9 月 30 日)から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 19 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。

- 2 この改正規定による改正前の第 99 条において準用する第 40 条の 2(第 1 号、第 4 号及び第 7 号を除く。)から第 40 条の 4 までの規定の適用については、施行日以後においては、上場投資信託受益権に関する業務規程施行規則の定めるところによる。

附 則

この改正規定は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 20 年 10 月 27 日から施行する。ただし、第 64 条の 2 第 1 項、第 69 条並びに第 70 条第 1 項及び第 3 項の規定は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後第 67 条の規定にかかわらず、改正規定の施行の日前に到来した権利確定日等に係る実質株主通知については、なお従前の例による。
- 3 改正後第 67 条の規定にかかわらず、機構は、改正規定の施行の日後最初に到来した権利確定日等に係る実質株主通知においては、すべての実質株主に係る改正後第 64 条の 2 第 2 項に掲げる事項を会社に対して通知する。
- 4 改正後第 73 条の規定にかかわらず、改正規定の施行の日前に到来した権利確定日等に係る実質株主通知によって会社に通知された実質株主につき、会社が法第 31 条第 5 項の規定による請求を行う場合の取扱いについては、改正規定の施行日後最初に到来した権利確定日等までの間、なお従前の例による。

附 則

この改正規定は、株式会社商工組合中央金庫法(平成 19 年法律第 74 号)附則第 1 条本文に規定する同法の施行の日(平成 20 年 10 月 1 日)から施行する。

別表 1

統合Web端末等によるデータの授受

I 株券

1. 統合Web端末からの入出力によるデータの授受

(1) 統合Web端末における保管振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

区分	データの種別	時 間	備 考
1) 参加者からの入力データ	前日振替請求	振替日の前営業日の午前9時から午後4時まで	
	残高調整請求	振替日の前営業日の午前9時から午後4時まで	
	当日振替請求	振替日の午前9時から午後3時30分まで	
	前日交付請求	交付日の前営業日の午前9時から午後4時まで	○東京事務所以外の事務所から交付を受けるものについては、交付日の前営業日の正午までとする。
	交付未了訂正申告	交付日の午前9時から午後3時30分まで	○交付未了分の取消しに限る。
	振替一時停止申告 (日本証券クリアリングの決済に係る振替)	振替日の前営業日の午前9時から午後4時まで	
	一時停止申告・同解除申告(交付・振替未了分)	交付日又は振替日の午前9時から午後3時30分まで	○日本証券クリアリングの決済に係る振替の一時停止を解除する場合及びDVP振替請求に係る振替の一時停止を解除する場合は、機構が定める時刻までとする。
	前日質権口座振替・交付請求	振替日の前営業日の午前9時から午後4時まで	
		交付日の前営業日の午前9時から正午まで	○東京事務所から交付を受けるものについては、午後4時までとする。
	当日質権口座振替請求	振替日の午前9時から午後3時30分まで	
前日信託財産表示・同抹消請求	表示日又は抹消日の前営業日の午前9時から午後4時まで		
当日信託財産表	表示日又は抹消日の午前9時から午後3時30分ま		

	示・同抹消請求	で	
	新預託株数申告	株券提供期日の午前9時から午後4時まで	
	自己分通知訂正申告	自己分通知日の翌営業日以降の日の午前9時から午後3時30分まで	○訂正は10年間同時間帯において受け付ける。
	担保訂正申告	権利確定日等の翌営業日から起算して2営業日目の午前9時から午後4時まで	
	前日担保指定証券振替・同解除請求	振替日の前営業日の午前9時から午後4時まで	
	当日担保指定証券振替・同解除請求	振替日の午前9時から午後3時30分まで	
	受入予定証券完了請求	振替日の午前9時から午後3時30分まで	
	前日区分管理証券指定・同解除請求	指定日又は指定解除日の前営業日の午前9時から午後4時まで	
	当日区分管理証券指定・同解除請求	指定日又は指定解除日の午前9時から午後3時30分まで	
	前日区分管理証券交付請求	交付日の前営業日の午前9時から午後4時まで	
	前日保留残高設定・同解除請求	保留設定日又は設定解除日の前営業日の午前9時から午後4時まで	
	当日保留残高設定・同解除請求	保留設定日又は設定解除日の午前9時から午後3時30分まで	
	プール残高解除請求	プール残高の指定を解除しようとする日の午前9時から午後3時30分まで	
2) 参加者への出力データ	振替済通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	○振替のつど。
	振替実行済通知	毎営業日の午前7時から午後2時まで	○DVP振替請求に係る振替のつど。
	振替完了通知	毎営業日の午後2時以後1回	
	振替未了通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	○連動振替請求及びDVP振替請求の振替未了分に限る。 ○未了のつど。
	振替未了理由変更通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	○連動振替請求及びDVP振替請求の振替未了理由変更分に限る。 ○振替未了理由変更のつど。

不能通知	毎営業日の午後2時から業務終了時まで	○DVP振替請求に係る振替不能通知は午後2時以降、DVP振替請求に係る振替以外の振替及び交付に係る不能通知は午後3時30分以降、不能のつど、通知する。
指定済通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	○指定のつど。
指定未了通知	毎営業日の午前9時から業務終了時まで	○未了のつど。
指定不能通知	毎営業日の午後3時30分から業務終了時まで	○不能のつど。
指定解除済通知	毎営業日の午前9時から業務終了時まで	○解除のつど。
設定済通知	毎営業日の午前9時から業務終了時まで	○設定のつど。
設定解除済通知	毎営業日の午前9時から業務終了時まで	○解除のつど。

(2) 統合Web端末における決済条件の照合等に関する業務の機能を利用した入出力によるデータの授受

区分	データの種別	時 間	備 考
参加者からの入力データ	先日付連動振替請求	振替日の前営業日の午後8時まで	
	当日連動振替請求	振替日の前営業日の午後8時から午後10時まで及び振替日の午前7時から午後3時20分まで	
	先日付DVP振替請求	振替日の前営業日の午後8時まで	
	当日DVP振替請求	振替日の前営業日の午後8時から午後10時まで及び振替日の午前7時から午後1時50分まで	
	一時停止申告・同解除申告	振替日の前営業日の午後8時まで	○先日付連動振替請求及び先日付DVP振替請求を対象にする場合のみ申告を行うことができる。

2. ファイル伝送によるデータの授受

区分	データの種別	時 間	備 考
1) 参 加 者 か ら の 入 力 デ ー タ	前日振替請求	振替日の前営業日の午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。 なお、営業日の次の休業日においては、当該休業日の翌営業日にする振替に係る請求はできない。	
	残高調整請求		
	前日交付請求	交付日の前営業日の午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は、午前8時から午後8時までとする。 なお、営業日の次の休業日においては、当該休業日の翌営業日にする交付に係る請求はできない。	○非居住者の売買に係る株券で、東京事務所から交付を受けるものに限る。
	前日質権口座振替・交付請求	振替日又は交付日の前営業日の午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。 なお、営業日の次の休業日においては、当該休業日の翌営業日にする振替又は交付に係る請求はできない。	○交付請求については、東京事務所から交付を受けるものに限る。
	前日信託財産表示・同抹消請求	表示日又は抹消日の前営業日の午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。 なお、営業日の次の休業日においては、当該休業日の翌営業日にする表示又は抹消に係る請求はできない。	
振替請求一時停止申告(日本証券クリアリングの決済に係る振替)	振替日の前営業日の午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は、午前8時から午後8時までとする。 なお、営業日の次の休業日においては、当該休業日の翌営業日にする振替に係る請求はできな		

	い。	
前日担保指定証券 振替・同解除請求	振替日の前営業日の午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。 なお、営業日の次の休業日においては、当該休業日の翌営業日にする振替に係る請求はできない。	
前日区分管理証券 指定・同解除請求	指定日又は指定解除日の前営業日の午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。 なお、営業日の次の休業日においては、当該休業日の翌営業日にする振替に係る請求はできない。	
前日区分管理証券 交付請求	交付日の前営業日の午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。 なお、営業日の次の休業日においては、当該休業日の翌営業日にする交付に係る請求はできない。	
前日保留残高設定 ・同解除請求	保留設定日又は設定解除日の前営業日の午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。 なお、営業日の次の休業日においては、当該休業日の翌営業日にする設定に係る請求はできない。	
実質株主報告デー タ	権利確定日等の翌営業日から起算して4営業日目の日の午前3時から午後5時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後5時までとする。	
担保受入・差入デー タ	権利確定日等の翌営業日の午前3時から午後5時まで	

		ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後5時までとする。	
自己分通知(遅延及び訂正を含む。)	自己分通知日の午前3時から午後2時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は、午前8時から午後2時までとする。		○自己分通知は午前9時までに ○訂正は10年間同時時間帯において受け付ける。
加入者情報データ(新規登録)	午前3時から午後4時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後4時までとする。		○「加入者」は「実質株主」と読み替える。
加入者情報データ(変更)	午前3時から午後4時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後4時までとする。		○「加入者」は「実質株主」と読み替える。
加入者情報データ(削除)	午前3時から午後4時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後4時までとする。		○「加入者」は「実質株主」と読み替える。
加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)	午前3時から午後4時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後4時までとする。		○「加入者」は「実質株主」と読み替える。
加入者情報確認結果報告データ	午前3時から午後4時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後4時までとする。		○「加入者」は「実質株主」と読み替える。
総株主報告データ	午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。		○「総株主」は、「実質株主」と読み替える。
2) 参加者へ	参加者別口座残高 参加者別口座処理明細 交付・振替・指定	毎営業日の午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。	

の
出
力
デ
ー
タ

未了一覧		
実質株主報告株数 対象残高通知	権利確定日等の翌営業日から起算して3営業日目の日の午前3時から午後5時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後5時までとする。	
実質株主関係データ提出日程通知	実質株主関係データの作成基準日の7営業日前の日の午前3時から午後5時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後5時までとする。	
配分明細データ	参加者口座簿記載日の前営業日の午前3時から午後5時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後5時までとする。	
参加者別DVP口座 残高	毎営業日の午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。	
参加者別DVP口座 処理明細		
参加者別DVP振替 請求処理明細		
加入者情報エラー 通知データ	午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。	○「加入者」は「実質株主」と読み替える。
加入者情報登録済 通知データ	午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。	○「加入者」は「実質株主」と読み替える。
加入者情報更新済 通知データ	午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後時までとする。	○「加入者」は「実質株主」と読み替える。
加入者情報変更済 通知データ	午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。	○「加入者」は「実質株主」と読み替える。

加入者口座コード変更済通知データ	午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。	○「加入者」は「実質株主」と読み替える。
加入者情報削除登録済通知データ	午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。	○「加入者」は「実質株主」と読み替える。
加入者情報確認依頼通知データ	午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。	○「加入者」は「実質株主」と読み替える。
総株主報告対象株式数通知	権利確定日等の欲営業日から起算して3営業日目の日の午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。	○「総株主」は、「実質株主」と読み替える。
加入者情報未提出エラーデータ	権利確定日等の欲営業日から起算して5営業日目の日の日から10営業日目の日までの午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。	○「加入者」は「実質株主」と読み替える。
配分明細通知データ	参加者口座簿記載日の前営業日の午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。	

3. CPU直結によるデータの授受

(1) 保管振替業におけるCPU直結によるデータの授受

区分	データの種別	時間	備考
1) 参加者からの入力データ	当日振替請求	振替日の午前9時から午後3時 30 分まで	
	交付未了訂正申告	交付日の午前9時から午後3時 30 分まで	○交付未了分の取消しに限る。
	一時停止申告・同解除申告 (交付・振替未了分)	交付日又は振替日の午前9時から午後3時 30 分まで	○日本証券クリアリングの決済に係る振替の一時停止を解除する場合及びDVP振替請求に係る振替の一時停止を解除する場合は、機構が定める時刻までとする。
	当日信託財産表示・同抹消請求	表示日又は抹消日の午前9時から午後3時 30 分まで	
	新預託株数申告	株券提出期日の午前9時から午後4時まで	
	担保訂正申告	権利確定日等の翌営業日から起算して2営業日目の日の午前9時から午後4時まで	
2) 参加者への出力データ	振替済通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	○振替のつど。
	振替実行済通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	○DVP振替請求に係る振替のつど。
	振替完了通知	毎営業日の午後2時以降1回	
	振替未了通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	○連動振替請求及びDVP振替請求の振替未了分に限る。 ○未了のつど。
	振替未了理由変更通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	○連動振替請求及びDVP振替請求の振替未了理由変更分に限る。 ○振替未了理由変更のつど。
	不能通知	毎営業日の午後2時から業務終了時まで	○DVP振替請求に係る振替不能通知は午後2時以降、DVP振替請求に係る振替以外の振替及び交付に係る不能通知は午後3時 30 分以降、

			不能のつど、通知する。
	指定済通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	○指定のつど。
	指定未了通知	毎営業日の午前9時から業務終了時まで	○未了のつど。
	指定不能通知	毎営業日の午後3時 30 分から業務終了時まで	○不能のつど。
	指定解除済通知	毎営業日の午前9時から業務終了時まで	○解除のつど。
	参加者別口座残高 (当日処理銘柄)	毎営業日の午後3時 30 分以後1回	

(2) 第1ソケット及び第2ソケットによるデータの授受

区分	データの種別	時間	備考
1) 参加者からの入力データ	先日付連動振替請求	振替日の前営業日の午後8時まで	
	当日連動振替請求	振替日の前営業日の午後8時から午後 10 時まで及び振替日の午前7時から午後3時 20 分まで	
	先日付DVP振替請求	振替日の前営業日の午後8時まで	
	当日DVP振替請求	振替日の前営業日の午後8時から午後 10 時まで及び振替日の午前7時から午後1時 50 分まで	
	一時停止申告 ・同解除申告	振替日の前営業日の午後8時まで	○先日付連動振替請求及び先日付DVP振替請求を対象にする場合のみ申告を行うことができる。
2) 参加者への出力データ	振替済通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	○連動振替請求に係る振替に限る。 ○振替のつど。
	振替実行済通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	○DVP振替請求に係る振替に限る。 ○振替のつど。
	振替未了通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	○連動振替請求及びDVP振替請求の振替未了分に限る。 ○未了のつど。
	振替未了理由変更通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	○連動振替請求及びDVP振替請求の振替未了理由変更

			分に限る。 ○振替未了理由変更のつ ど。
--	--	--	----------------------------

(3) 第3ソケットによるデータの授受

区分	データの種別	時間	備考
1) 参 加 者 か ら の 入 力 デ ー タ	当日振替請求	振替日の午前9時から午後3時 30 分まで	
	交付未了訂正申告	交付日の午前9時から午後3時 30 分まで	○交付未了分の取消しに限 る。
	一時停止申告 ・同解除申告 (交付・振替未了 分)	交付日又は振替日の午前9時から午後3時 30 分ま で	○日本証券クリアリングの決 済に係る振替の一時停止を 解除する場合及びDVP振替 請求に係る振替の一時停止 を解除する場合は、機構が定 める時刻までとする。
	当日信託財産表示 ・同抹消請求	表示日又は抹消日の午前9時から午後3時 30 分ま で	
	当日担保指定証券 振替・同解除請求	振替日の午前9時から午後3時 30 分まで	
	受入予定証券完了 請求	振替日の午前9時から午後3時 30 分まで	
	当日区分管理証券 指定・同解除請求	指定日又は指定解除日の午前9時から午後3時 30 分まで	
	当日保留残高設 定・同解除請求	保留設定日又は設定解除日の午前9時から午後3 時 30 分まで	
	プール残高解除請 求	プール残高の指定を解除しようとする日の午前9時 から午後3時 30 分まで	
	新預託株数申告	株券提出期日の午前9時から午後4時まで	
担保訂正申告	権利確定日等の翌営業日から起算して2営業日目 の日の午前9時から午後4時まで		
2) 参 加 者 へ	振替済通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	○振替のつど。
	振替実行済通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	○DVP振替請求に係る振替 のつど。
	振替完了通知	毎営業日の午後2時以後1回	

の 出 力 デ ー タ	振替未了通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	○連動振替請求及びDVP振替請求の振替未了分に限る。 ○未了のつど。
	振替未了理由変更通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	○連動振替請求及びDVP振替請求の振替未了理由変更分に限る。 ○振替未了理由変更のつど。
	不能通知	毎営業日の午後2時から業務終了時まで	○DVP振替請求に係る振替不能通知は午後2時以降、DVP振替請求に係る振替以外の振替及び交付に係る不能通知は午後3時30分以降、不能のつど、通知する。
	指定済通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	○指定のつど。
	指定未了通知	毎営業日の午前9時から業務終了時まで	○未了のつど。
	指定不能通知	毎営業日の午後3時30分から業務終了時まで	○不能のつど。
	指定解除済通知	毎営業日の午前9時から業務終了時まで	○解除のつど。
	設定済通知	毎営業日の午前9時から業務終了時まで	○設定のつど。
設定解除済通知	毎営業日の午前9時から業務終了時まで	○解除のつど。	

4. 参加者の事務所又は機構が認めた場所に参加者が設置する機構が提供する業務規程第 83 条第2項に定める通知をするための端末装置からの入出力

区分	データの種別	時間	備考
1) 参加者からの入力データ	加入者情報登録・変更	毎営業日の午前8時 30 分から午後4時まで	○「加入者」は「実質株主」と読み替える。
	加入者情報削除	毎営業日の午前8時 30 分から午後4時まで	○「加入者」は「実質株主」と読み替える。
2) 参加者からの入力データ	加入者情報照会	毎営業日の午前8時 30 分から午後4時まで	○「加入者」は「実質株主」と読み替える。

II 新株予約権付社債券

前Iの規定(第1項から第3項までの規定中データの種別に掲げるデータのうち、新預託株数申告、実質株主報告データ、担保差入・受入データ、担保訂正申告、実質株主報告株数対象残高通知、実質株主関係データ提出日程通知及び配分明細データに係る部分を除く。)を準用するほか、ファイル伝送によるデータの授受については次に定めるところによるものとする。

区分	データの種別	時間	備考
1) 参加者からの集信データ	基金取立額報告データ	元利払期日の4営業日前の日から2営業日前の日までの午前3時から午後6時 ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後6時までとする。	
	基金取立額報告事後訂正データ	元利払期日の前営業日及び元利払期日の午前3時から午後6時 ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後6時までとする。	
	新株予約権付社債券に係る担保受入データ	元利払期日の5営業日前の日から2営業日前の日までの午後4時から午後8時まで	
2) 参加者への配信データ	元利金関係データ提出日程通知	元利払期日の9営業日前の日から3営業日前の日までの午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。	
	元利金支払関係通知(支払予定額通知)	元利払期日の4営業日前の日から元利払期日の翌営業日までの午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。	

元利金支払関係通知(訂正明細通知)	元利払期日及びその翌営業日の午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。	
元利金支払関係通知(支払報告書データ)	元利払期日の翌営業日の午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。	
株式発行通知書データ通知	新株予約権の行使申出日から起算して5営業日目の日の午後4時から午後8時まで	

Ⅲ 投資証券

Iの規定を準用する。この場合において、同I中「新預託株数申告」とあるのは「新預託口数申告」と、「実質株主報告株数」とあるのは「実質投資主報告口数」と読み替えるものとする。

Ⅳ 協同組織金融機関の優先出資証券

Iの規定を準用する。この場合において、同I中「新預託株数申告」とあるのは「新預託口数申告」と、「実質株主報告株数」とあるのは「実質優先出資者報告口数」と読み替えるものとする。

Ⅴ 受益証券

Iの規定(第1項から第3項までの規定中データの種別に掲げるデータのうち、新預託株数申告及び配分明細データに係る部分を除く。)を準用する。この場合において、同I中「実質株主報告データ」とあるのは「受益者登録データ」と、「権利確定日等」とあるのは「信託の計算期間終了日」と、「実質株主報告株数対象残高通知」とあるのは「受益者提出口数対象残高通知」と、「実質株主関係データ提出日程通知」とあるのは「受益者関係データ提出日程通知」と読み替えるものとする。

別表 2

振替等の処理順位

I 株券

処理種別		処理順位
イ. 保留残高の設定・同解除		1
ロ. 単元未満株式の買取請求に係る交付		2
ハ. 残高調整に係る振替		3
ニ. 一般の交付及び区分管理証券についての交付		4
ホ. 区分管理証券の指定・同解除		5
ヘ. 質権口座への振替		6
ト. 日本証券クリアリングの決済に係る振替		7
チ. 信託財産表示・同抹消		8
リ. 一般の振替	(イ)先日付連動振替請求	9
	(ロ)前日請求分	10
ヌ. 担保指定証券に係る振替		11
ル. DVP振替請求に係る振替		12

II 新株予約権付社債券

前 I の規定を準用する。この場合において、同 I 中「単元未満株式の買取請求」とあるのは「新株予約権付社債券の新株予約権の行使の申出」と読み替えるものとする。

III I 又は前 II 以外の有価証券

I の規定を準用する。